の收納する國庫の諸收入金(三)收入官吏が金庫に拂込むべき前二號の收入金(四)市區町村が金庫に送付すべき國稅金(五)金庫所在地外に於て債主に支拂を要する歲出金と爲したり。玆に於て郵便官署は從來金庫の直接管掌に屬せし國庫金出納事務の一部を司掌することとなり、金庫事務取扱上に重大なる變化を生ずるに至れり。但し此の制度に依り郵便官署に於て出納せらるる國庫金と雖も、結局に於て遂に金庫の收支計算に歸すべきものなることは金庫の包括的出納機關たる性質上當然のことにして、斯かる點よりすれば郵便官署と雖も固より金庫と相對したる獨立の出納機關にあらずして、寧ろ之が補充機關たるに過ぎざるものなりと云ふべし。此の郵便官署に於ける國庫金出納の制度は、大正十一年四月金庫制度廢止に際して、從來の金庫に對する關係を日本銀行に對する關係に改められし外は、何等の變更もなくして引續き實施せらるるものとす。

今本章に於て出納機關の沿革を記述するに當り、明治二十三年金庫制度創設以前の出納機關に就ては既に『明治財政史』に於て之を詳悉せるを以て、玆には總て之を省略し、金庫制度創設以後の出納機關に就き、節を分ちて之を概說すべし。

第二節　金　庫

第一款　金庫の組織

明治二十二年二月會計法の制定せらるるや其の第三十一條に於て『政府ハ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得』と定め、更に同年五月制定の會計規則第百十一條を以て『會計法第三十一條ニ依リ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命シタル場合ニ於テハ日本銀行總裁ハ金庫出納役トシテ金庫ノ出納ヲ掌ルヘシ』との規定を設けしが、右に基き同年十二月勅令第百二十六號を以て金庫規則を制定し、會計法及會計規則等と共に翌二十三年四月一日より之を實施したり。玆に於て國庫現金の保管出納は總て金庫をして之を取扱はしむることとなれり。今右金庫規則に依れば金庫は大藏大臣の管理に屬し國庫に於て保管出納する現金を取扱ふ所にして、之を分ちて中央金庫本金庫及支金庫の三種と爲し、中央金庫は東京に、本金庫は府縣廳所在地(東京府を除く)及北海道札幌函館根室に、支金庫は大藏大臣の必要と認むる地に設置するものとす。中央金庫は各地の本金庫を統轄し、本金庫は更に支金庫を總轄し、本金庫を置かざる地方の支金庫は中央金庫之を總轄するものにして、大藏大臣は更に全體の金庫を管理し、必要あるときは何時にても官吏を派して金櫃帳簿を檢査せしむるものとす。而して以上各種の金庫は之を特設することなく、日本銀行に委託して其の事務を取扱はしむるものにして、日本銀行は之が事務取扱の爲め各地に其の支店又は代理店を設置して本金庫又は支金庫に充つべく、而して日本銀行總裁は金庫出納役として一切の金庫事務を總轄し、各地の支店長又は代理店長は其の代理人として金庫事務を分擔するものとす。右の金庫規則は明治二十八年九月に至り勅令第百二十九號を以て其の一部を改正し、本金庫を設置する地方は必ずしも之を各府縣廳所在地及北海道札幌函館根室に限定することなく、本金庫及支金庫の位置及出納區域は大藏大臣之を定むることと爲し、其の他二三の點に修正を加へたり。

爾後金庫の組織に關しては何等の改正をも行はるることなかりしが、大正十一年に至り會計制度の根本的改正を行ひ、從來の金庫制度を廢して新に國庫預金制度を採用することとなるに及び、玆に

國庫金出納機關としての金庫の名稱は同年三月三十一日限り消滅するに至れり。

第二款　金庫の配置

第一項　中央金庫・本金庫及支金庫

金庫規則の制定に伴ひ明治二十三年一月大藏省告示第一號を以て金庫の位置及出納區域を定め同年四月一日より之を施行したり。右告示は爾後數十回の改正を經て明治三十五年に至りしが、同年五月大藏省告示第二十五號を以て從來の位置及出納區域の全部を改正し、同年七月一日より之を施行したり。今右告示第二十五號中、各金庫の所在地及各支金庫の出納區域は之を省略し、各金庫配置の狀況を示せば左の如し。

中央金庫及本金庫名	區域	支金庫名
中央金庫	東京府 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 管內	千住　八王寺　青梅　新島　八丈島　父島　橫濱　橫須賀 中野　小田原　厚木　藤澤　松田　秦野　浦和　川越 熊谷　本庄　大宮　松山　杉戸　千葉　大多喜　茂原 東金　木更津　佐倉　松戸　佐原　銚子　福岡　北條
京都	京都府 滋賀縣 管內	伏見　木津　園部　龜岡　周山　福知山　綾部　舞鶴 峯山　宮津　大津　草津　今津　八幡　八日市　水口 彥根　長濱
大阪	大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 管內	茨木　池田　枚方　富田林　八尾　堺　岸和田　神戸 三田　西宮　伊丹　篠山　柏原　洲本　市村　明石 社村　姬路　赤穗　山崎　龍野　村岡　豐岡　枚田 奈良　三輪　高田　五條　和歌山　岩出　妙寺　田邊 新宮　御坊　湯淺
長崎	長崎縣管內	福江　平戸　大村　佐世保　諫早　湊　武生水　嚴原 對馬
新潟	新潟縣管內	村上　新發田　新津　卷　三條　長岡　六日町 小千谷　十日町　安塚　糸魚川　高田　柏崎　相川
前橋	群馬縣管內	沼田　中ノ條　高崎　桐生　館林　太田　富岡　藤岡
水戸	茨城縣管內	太田　松原　鉾田　笠間　土浦　麻生　谷田部　江戸崎 下館　取手　宗道　境
宇都宮	栃木縣管內	矢板　大田原　眞岡　鹿沼　栃木　佐野
名古屋	愛知縣 三重縣 岐阜縣 管內	一宮　津島　半田　豐橋　岡崎　足助　擧母　西尾 新城　田口　知立　津　四日市　龜山　桑名　大泉原 白子　松坂　山田　上野　名張　尾鷲　木本　鳥羽 岐阜　大垣　上有知　揖斐　八幡　御嵩　太田　土岐津 中津川　高須　高山
靜岡	靜岡縣管內	沼津　吉原　藤枝　江尻　川崎　濱松　掛川　森　町

	甲府	長野	仙臺	福島	盛岡	青森	秋田	福井	金澤	富山
	山梨縣管內	長野縣管內	宮城縣管內	福島縣山形縣管內	巖手縣管內	青森縣管內	秋田縣管內	福井縣管內	石川縣管內	富山縣管內
氣賀三島下田	鰍澤韮崎谷村大原日下部	飯山須坂中野松本福島伊那飯田上諏訪岩村田臼田	古川吉岡築館石卷涌谷佐沼本吉大河原	桑折二本松若松田島高田坂下喜多方郡山須賀川中村白河棚倉石川三春富岡平山形東根天童寒河江米澤高畑長井新庄鶴岡酒田	里川口久慈一ノ關水澤宮古遠野盛福岡	鯵ヶ澤黑石五所河原弘前七戶田名部八戶	土崎鷹巢能代大曲橫手湯澤本莊花輪	武生大野朝日三國敦賀小濱高濱	小松大松寺七尾羽咋飯田輪島	魚津高岡井波

	鳥取	松江	岡山	廣島	德島	高松	松山	高知	門司
	鳥取縣管內	島根縣管內	岡山縣管內	廣島縣管內	德島縣管內	香川縣管內	愛媛縣管內	高知縣管內	福岡縣福岡縣山口縣管內
賀茂吉岡米子倉吉江尾	鹿野瀨掛合今市大東大森川本濱田益田	味野瀨戶倉敷玉島笠岡高梁新見津山	廿日市西條可部和庄江田島吉田忠海尾道府中福山三次庄原弓削英田久世	富岡日和佐脇町	撫養桑川池田宮	長尾丸龜善通寺觀音寺濁崎	郡中久萬町今治三島西條宇和島宇和八幡濱大洲	伊野後免赤岡安藝須崎中村	福岡前原甘木直方飯塚東鄉八幡久留米福島吉井柳河大牟田小倉行橋香春八屋山口三田尻德山室積岩國屋代深川萩赤間關大田船木

大分	大分縣管內	日出　佐伯　臼杵　國東　玉津　竹田　三重　豆田　森　中津　四日市
佐賀	佐賀縣管內	小城　轟木　鹿島　武雄　唐津　伊萬里
熊本	熊本縣管內	高瀨　宮地　隈府　山鹿　八代　人吉　町山口　御船
宮崎	宮崎縣管內	飫肥　高鍋　高岡　小林　都城　延岡　高千穗
鹿兒島	鹿兒島縣管內	隈之城　知覽　上出水　中伊集院　大口　金久　北種子　加治水　鹿屋　岩川
那覇	沖繩縣管內	宮古　八重山
函館	北海道廳管內	福山　江差　壽都　根室　釧路　帶廣　浦河　紗那　網走
札幌	北海道廳管內	岩見澤　小樽　岩內　旭川　增毛　稚內　室蘭
臺北	臺灣總督府管內	新竹　臺中　臺南　打狗　宜蘭　澎湖島

右の金庫位置及出納區域に關する告示は爾後每年數回に亙りて改正を加へられしが、今此等の改正中各金庫の位置及出納區域の變更に關しては之を省略し、本支金庫の改廢增減に關するもののみを左に摘記すべし。

明治三十六年四月一日鳥取本金庫所屬江尾支金庫を二部支金庫と改稱し(告示第十五號)、同年十二月一日富山本金庫所屬井波支金庫を出町支金庫と改稱し(告示第八十三號)、明治三十七年四月十五日高松本金庫所屬濵崎支金庫を土庄支金庫と改稱し(告示第四十二號)、同年七月一日臺北本金庫所屬として淡水基隆の二支金庫を新設し(告示第七十八號)、明治三十八年二月一日那覇本金庫所屬として國頭支金庫を增設し(明治三十七年告示第百八十四號)、同年四月一日福井本金庫を福井支金庫に改め、從前福井本金庫所屬の各支金庫と共に之を名古屋本金庫に所屬せしめ(告示第六十二號)、同年十月一日函館本金庫所屬の福山・紗那の二支金庫を廢止したり(告示第三百四十四號)。明治三十九年八月二十日小樽支金庫を本金庫に改むると共に函館及札幌の兩本金庫を支金庫と爲し、從前此等兩本金庫所屬の各支金庫と共に之を小樽本金庫の所屬と爲せり(告示第八百二十一號)。明治四十年四月一日門司本金庫所屬赤間關支金庫を下關支金庫と改稱し(告示第三十六號)、同年十一月十二日佐賀本金庫所屬轟木支金庫を鳥栖支金庫と改稱せり(告示第百八十八號)。　明治四十一年五月一日鹿兒島本金庫所屬金久支金庫を名瀨支金庫と、廣島本金庫所屬和庄支金庫を吳支金庫と、德島本金庫所屬桑川支金庫を川島支金庫と何れも改稱し(告示第六十七號)、又同年九月一日京都本金庫所屬龜岡支金庫及水戶本金庫所屬宗道支金庫を廢止すると共に、水戶本金庫所屬下妻支金庫及宇都宮本金庫所屬足利支金庫を新設したり(告示第百二十六號)。　明治四十二年七月一日鳥取本金庫を支金庫に改め、從前の所屬支金庫と共に之を松江本金庫の所屬と爲し、又富山本金庫を支金庫に改め從前の所屬支金庫と共に之を金澤本金庫に所屬せしめたり(告示第八十三號)。更に同年十二月一日中央金庫所屬杉戶支金庫・大阪本金庫所屬牧方支金庫及八尾支金庫・水戶本金庫所屬江戶崎支金庫及取手支金庫を廢止して、新に中央金庫所屬柏壁支金庫・大阪本金庫所屬住道支金庫・水戶本金庫所屬龍ヶ崎支金庫を設置し、又名古屋本金庫所屬土岐津支金庫を多治見支

金庫と改稱したり(告示第百五十八號)。明治四十三年三月一日小樽本金庫所屬倶知安支金庫を新設し(告示第二十三號)、同年六月一日中央金庫所屬千住支金庫を廢止し(告示第七十五號)、又同年七月一日より臺北本金庫所屬として嘉義及阿緱の二支金庫を新設したり(告示第八十號)。明治四十五年七月一日臺北本金庫所屬花蓮港支金庫を新設したり(告示第七十九號)。

大正二年十二月告示第百八十三號を以て各地支金庫の名稱を改正し、翌大正三年二月一日より之を施行したり。卽ち各地支金庫の名稱中父島を小笠原に、中野を津久井に、本庄を兒玉に、大宮を秩父に、松山を比企に、福岡を八日市場に(以上中央金庫所屬)、八幡を蒲生に(京都本金庫所屬)、池田を豐能に、社村を社に、牧田を和田山に、高田を葛城に、岩出を粉河に(以上大阪本金庫所屬)、眞岡を芳賀に(宇都宮本金庫所屬)、山田を田に、富岡を北甘樂に(以上前橋本金庫所屬)、境を猿島に(水戸本金庫所屬)、上有知を關に(以上名古屋本金庫所屬)、森町を周智宇治山田に、八幡を郡上に、太田を賀茂に、中津川を惠那に、上有知を關に(以上名古屋本金庫所屬)、森町を周智に、三島を伊豆に(以上靜岡本金庫所屬)、中野を下高井に、福島を西筑摩に(長野本金庫所屬)、本吉を志津川に(仙臺本金庫所屬)、若松を會津に、高田を大沼に、中村を相馬に、富岡を雙葉に、高畑を高畠に(以上福島本金庫所屬)、川口を花卷に、宮古を下閉伊に、福岡を二戸に(以上盛岡本金庫所屬)、五所河原を五所川原に(靑森本金庫所屬)、本莊を由利に(秋田本金庫所屬)、飯田を珠洲に(金澤本金庫所屬)、賀茂を八頭に、吉岡を氣高に(以上松江本金庫所屬)、池田を三好に、富岡を那賀に(以上德島本金庫所屬)、久萬町を久萬に、西條を新居に(以上松山本金庫所屬)、中村を幡多に(高知本金庫所屬)、八幡を遠賀に、福島を八女に、太田を美禰に室積を平生に(以上門司本金庫所屬)、豆田を日田に、森を玖珠に、四日市を豐前四日市に(以上大分本金庫所屬)、山口を天草に(熊本本金庫所屬)、高岡を東諸縣に(宮崎本金庫所屬)、上出水を出水に、名瀨を大島に、北種子を種子島に(以上鹿兒島本金庫所屬)改め、同時に大阪本金庫所屬妙寺支金庫を廢止して吉野支金庫を新設したり。

大正三年四月一日臺北本金庫所屬臺東支金庫を新設し(告示第九號)、同年七月一日長野本金庫所屬松本支金庫を本金庫に改むると共に長野本金庫を支金庫に改め、從前長野本金庫所屬の各支金庫と共に之を松本本金庫の所屬に變更し(告示第四十九號)、更に同年十一月十日前橋本金庫所屬中ノ條支金庫を中之條支金庫に、名古屋本金庫所屬岡崎支金庫を岡崎支金庫に改め、且門司本金庫所屬吉井支金庫を關支金庫に、鹿兒島本金庫所屬隈ノ城支金庫を隈之城支金庫に、盛岡本金庫所屬一ノ關支金庫を一浮羽支金庫と改稱したり(告示第九十七號)。大正四年二月一日小樽本金庫所屬船木支金庫を厚狹支金庫と改稱せり(告示第三號)、同年六月一日門司本金庫所屬留萌支金庫を新設し(告示第五十二號)。大正七年七月一日臺北本金庫所屬桃園支金庫を新設し(告示第八十九號)、同年十一月一日中央金庫所屬新島支金庫を廢止すると共に、大阪本金庫所屬粉河支金庫を妙寺支金庫と改稱し(告示第百五十八號)、更に同年十二月一日臺北本金庫所屬南投支金庫を新設したり(告示第百十七號)、翌大正九年九月一日臺北八月一日門司本金庫所屬厚狹支金庫を船木支金庫と改稱し(告示第百八十二號)。大正八年本金庫所屬支金庫の名稱中打狗を高雄に、阿緱を屏東に、澎湖島を澎湖に改めたり(告示第百四十七號)。

金庫の名稱、位置、管轄區域に關する改正は右大正九年九月の改正を以て其の最後とし、以て大正十一年四月金庫制度廢止のときに至れるものとす。今以上の諸改正を經たる金庫の配置を表揭すれば左の如し。

中央金庫及本金庫名	區域	支金庫名
東京府	八王子	青梅　八丈嶋　小笠原　橫濱　橫須賀　津久井　小田原

中央金庫	神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 管內	厚木 兒玉 佐倉	藤澤 秩父 松戶	松田 比企 佐原	秦野 千葉 銚子	浦和 大多喜 八日市場	粕壁 茂原 北條	川越 東金	熊谷 木更津
京都	京都府 滋賀縣 管內	伏見 宮津 長濱	木津 大津	園部 草津	周山 今津	福知山 蒲生	綾部 八日市	舞鶴 水口	峯山 彥根
大阪	大阪府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 管內	茨木 西宮 姬路 三輪 御坊	豐能 伊丹 赤穗 葛城 湯淺	富田林 篠山 山崎 五條	住道 柏原 龍野 吉野	堺 洲本 村岡 和歌山	岸和田 市村 豐岡 妙寺	神戶 明石 和田山 田邊	三田 社 奈良 新宮
長崎	長崎縣管內	福江	平戶	大村	佐世保	諫早	島原	武生水	嚴原
新潟	新潟縣管內	村上 小千谷	新發田 十日町	新津 安塚	卷 糸魚川	津川 高田	三條 柏崎	長岡 相川	六日町
前橋	群馬縣管內	沼田	中之條	高崎	桐生	館林	新田	北甘樂	藤岡
水戶	茨城縣管內	太田 下妻	松原 龍ヶ崎	鉾田 猿島	笠間	土浦	麻生	谷田部	下館

宇都宮	栃木縣管內	矢板	大田原	芳賀	鹿沼	栃木	佐野	足利
名古屋	愛知縣 三重縣 岐阜縣 福井縣 管內	一宮 新城 白子 岐阜 惠那 敦賀	津島 田口 松坂 大垣 高須 小濱	半田 知立 宇治山田 關 高山 高濱	豐橋 津 上野 揖斐 福井	岡崎 四日市 名張 郡上 武生	足助 龜山 尾鷲 御嵩 大野	擧母 桑名 木本 賀茂 朝日	西尾 大泉原 鳥羽 多治見 三國
靜岡	靜岡縣管內	沼津 氣賀	吉原 伊豆	藤枝 下田	江尻	川崎	濱松	掛川	周智
甲府	山梨縣管內	鰍澤	韮崎	谷村	大原	日下部			
松本	長野縣管內	長野 豐科	飯山 大町	須坂 上田	下高井 岩村田	西筑摩 臼田	伊那	飯田	上諏訪
仙臺	宮城縣管內	古川 角田	吉岡	築館	石卷	湧谷	佐沼	志津川	大河原
福島	福島縣 山形縣 管內	桑折 須賀川 山形 鶴岡	二本松 相馬 東根 酒田	會津 白河 天童	田島 棚倉 寒河江	大沼 石川 米澤	坂下 三春 高畠	喜多方 雙葉 長井	郡山 平 新庄

盛岡	巖手縣管內	花卷　久慈　一關　水澤　下閉伊　遠野　盛　二戶
青森	青森縣管內	鰺ヶ澤　黑石　五所川原　弘前　七戶　田名部　八戶
秋田	秋田縣管內	土崎　鷹巢　能代　大曲　橫手　湯澤　由利　花輪
金澤	石川縣管內	小松　大聖寺　七尾　羽咋　珠洲　輪嶋　富山　魚津
松江	島根縣管內	島取　今市　八頭　大氣　高森　米子　倉吉　二部　廣瀨　掛合　川本　濱田　益田　津和野　西鄉
岡山	岡山縣管內	味野　倉敷　瀨戶　玉島　笠岡　高梁　新見　津山
廣島	廣島縣管內	廿日市　西條　可部　三次　吳　江田島　吉田　忠海　尾道　庄原
德島	德島縣管內	撫養　川島　三好　那賀　日和佐　脇町
高松	香川縣管內	長尾　丸龜　善通寺　觀音寺　土庄
松山	愛媛縣管內	今治　郡中　久萬　三島　新居　宇和島　宇和　八幡濱　安藝　須崎　幡多
高知	高知縣管內	伊野　後免　赤岡

門司	福岡縣山口縣管內	福岡　八女　浮羽　前原　甘木　下關　山口　三田尻　柳河　直方　美禰　船木　德山　平生　岩國　屋代　深川　萩　飯塚　東鄉　遠賀　久留米　大牟田　小倉　行橋　香春　八尾
大分	大分縣管內	日出　佐伯　臼杵　玖珠　中津　豐前四日市　國東　玉津　竹田　三重　日田
佐賀	佐賀縣管內	小城　鳥栖　鹿島　武雄　唐津　伊萬里
熊本	熊本縣管內	高瀨　宮地　隈府　山鹿　八代　人吉　天草　御船
宮崎	宮崎縣管內	飫肥　高鍋　東諸縣　小林　都城　延岡　高千穗
鹿兒島	鹿兒島縣管內	隈之城　知覽　出水　鹿屋　岩川　中伊集院　大口　大島　種子島　加治木
那覇	沖繩縣管內	國頭　宮古　八重山
小樽	北海道廳管內	札幌　岩見澤　岩內　函館　江差　壽都　根室　釧路　帶廣　浦河　網走　俱知安　旭川　留萌　稚內　宗蘭　新竹　臺中　南投　嘉義　臺南　花連港　澎湖　臺東
臺北	臺灣總督府管內	淡水　基隆　桃園　高雄　屏東　宜蘭

第二項　金庫派出所

前揭の支金庫以外に特別の必要あるときは、必要の場所に金庫の派出所を開設し、金庫員を之に常置して金庫事務を取扱はしむることあり。而して金庫開設の當初に在りては其の稱呼も未だ確定せず、取扱事務の範圍も局限せられ、且之が設置・改廢等も一般に公示することなかりしが、爾來此等の金庫派出所は漸次事務の範圍を擴大し、其の性質殆ど支金庫と大差なきものとなれり。斯くて明治三十九年九月二十九日に至り大藏省告示第八百六十五號を以て金庫派出所を左の箇所に設置し、其の所在地を出納區域として支金庫に準じ一般金庫事務を取扱はしむることと爲したり。

所屬金庫名	派出所名
中央金庫	越ヶ谷（埼玉縣）
大阪本金庫	松山（奈良縣）
長崎本金庫	口ノ津（長崎縣）
新潟本金庫	關原（新潟縣）
前橋本金庫	吉井（群馬縣）
水戸本金庫	大宮（茨城縣）
	龍ヶ崎（茨城縣）
宇都宮本金庫	烏山（栃木縣）
名古屋本金庫	勝山（福井縣）
	一宮（千葉縣）
	小出雲（新潟縣）
	岩井（茨城縣）
	下妻（茨城縣）
	馬頭（栃木縣）
	茂木（栃木縣）

靜岡本金庫	富士（靜岡縣）
甲府本金庫	飯野（山梨縣）
盛岡本金庫	大迫（岩手縣）
秋田本金庫	增田（秋田縣）
金澤本金庫	鶴來（石川縣）
岡山本金庫	日比（岡山縣）
廣島本金庫	三原（廣島縣）
德島本金庫	貞光（德島縣）
門司本金庫	志波（福岡縣）
大分本金庫	杵築（大分縣）
熊本本金庫	高森（熊本縣）
鹿兒島本金庫	國分（鹿兒島縣）
小樽本金庫	指宿（鹿兒島縣）
	厚岸（北海道）
	見付（靜岡縣）
	千鹿（岩手縣）
	大館（秋田縣）
	山田（岡山縣）
	竹原（廣島縣）
	秋穗（山口縣）
	姬島（大分縣）
	垂水（鹿兒島縣）
	西市來（鹿兒島縣）

明治四十年四月一日中央金庫所屬習志野派出所（千葉縣）を新設し（告示第五十四號）、四十一年四月一日廣島本金庫所屬三原派出所を廢止し（告示第二十八號）、更に同年九月一日水戸本金庫所屬下妻派出所を廢止して之を支金庫に改めたり（告示第四十五號）、同年十一月一日水戸本金庫所屬龍ヶ崎派出所を廢止し（告示第百二十六號）。翌四十二年四月一日中央金庫所屬習志野派出所を廢止して之を支金庫に改めたり（告示第百五十八號）、更に翌四十三年六月一日仙臺本金庫所屬氣仙沼派出所（宮城縣）を新設したり（告示第

七十五號)。

大正三年十一月十日中央金庫所屬一宮派出所を廢止すると共に同金庫所屬船橋派出所(千葉縣)を設置し(告示第九十九號)、翌四年一月十五日中央金庫越ヶ谷派出所を廢止して京都本金庫所屬新舞鶴派出所(京都府)を新設し(大正三年告示第百八號)、同年二月一日大分本金庫所屬杵築派出所(北海道)を新設せり(告示第四號)。大正七年四月一日大阪本金庫所屬松山派出所を廢止して大分本金庫所屬杵築派出所(大分縣)を新設し(告示第六號)、同年十一月一日大阪本金庫所屬宇陀派出所(奈良縣)を設置したり(告示第百五十九號)。翌八年四月一日中央金庫所屬平塚派出所(神奈川縣)を新設し(告示第三十五號)、同年八月一日中央金庫所屬越ヶ谷派出所(埼玉縣)・同所屬一宮本鄉派出所(千葉縣)・熊本本金庫所屬三角派出所(熊本縣)・小樽本金庫所屬名寄派出所(北海道)の四派出所を新設し(告示第百十八號)、更に同年十一月一日岡山本金庫所屬日比派出所を宇野派出所と改稱したり(告示第百七十三號)。爾後金庫派出所の廢置に就ては何等の變更なくして大正十一年四月金庫廢止のときに至れり。

以上の金庫派出所の外明治四十二年四月一日より各地の鐵道管理局又は運輸事務所等に左記の如く常設の金庫鐵道派出所を設置し、帝國鐵道會計所屬出納官吏の保管する現金の出納竝に預ヶ入に關する事務に限りて取扱はしむることと爲したり(大藏省告示第五十號)。

所屬金庫名	派出所名
中央金庫	新橋・兩國・上野各鐵道派出所
福島本金庫	福島鐵道派出所
青森本金庫	青森鐵道派出所

所屬金庫名	派出所名
名古屋本金庫	名古屋鐵道派出所
大阪本金庫	湊町及神戶各鐵道派出所
門司本金庫	下關及門司各鐵道派出所

德島本金庫	德島鐵道派出所
金澤本金庫	金澤鐵道派出所

右鐵道派出所は爾後屢改廢增減あり。卽ち明治四十二年六月一日湊町鐵道派出所を廢止し(告示第八十七號)、同年八月一日秋田本金庫秋田鐵道派出所を新設し(告示第九十九號)、同年九月一日小樽本金庫札幌鐵道派出所及高松本金庫多度津鐵道派出所を新設し(告示第百二十五號)、同年十月一日門司鐵道派出所を廢止したり(告示第百三十五號)。翌四十三年五月一日仙臺本金庫仙臺鐵道派出所を新設し(告示第五十三號)、同年七月十日多度津鐵道派出所を廢止し(告示第九十二號)、更に四十四年六月一日岩見澤鐵道派出所を室蘭鐵道派出所と改稱せしが(告示第五十七號)、大正二年七月一日右室蘭鐵道派出所を廢止したり(告示第百二號)。大正三年七月一日長野本金庫の廢止に伴ひ長野鐵道派出所を松本本金庫の所屬に改め(告示第五十一號)、同年十一月十日水戶本金庫水戶及新潟本金庫新津の兩鐵道派出所を新設し(告示第百號)、翌四年十二月一日岡山本金庫岡山鐵道派出所を新設したり(告示第百二十二號)。鐵道派出所の廢置に就ては爾後何等の異動もなくして大正十一年の金庫廢止のときに至れり。

長野本金庫	長野鐵道派出所
小樽本金庫	函館・岩見澤・旭川各鐵道派出所

第三項　朝鮮・樺太及清國に於ける金庫

第一目　朝鮮に於ける金庫

朝鮮に於ける我國の金庫は既に韓國併合以前に於て韓國政府の金庫以外に之を存したり。抑韓國政府の金庫制度を採用せしは帝國政府の同國財政監督著手の後に在り。卽ち韓國政府は光武八

年(明治三十七年)十二月始めて金庫出納役の制を設け、翌光武九年一月株式會社第一銀行と國庫金取扱に關する契約を締結し、同行をして韓國政府金庫出納役の地位に立たしめて金庫出納に關する一切の事務を委託し、同行京城支店を韓國政府中央金庫と爲し、各地の同行支店若くは出張所十箇所を以て其の支金庫と定めたり。斯くて中央金庫は同年七月一日各支金庫は同年八月十五日より夫々其の事務を開始したり。然るに右の支金庫の設置は未だ少數に止まり、洽く各地方の便宜を充たすに足らざりしを以て、光武十年(明治三十九年)四月我統監府通信管理局に金庫取扱事務を委託し、同年七月以降金庫未設地方に於ける郵便局所に於て同國國庫金の出納事務を開始することと爲し、他方に於て又第一銀行は隆熙二年(明治四十一年)三月以後韓國各地農工銀行其他と契約を結び、此等を同行の代理店として支金庫の事務を取扱はしめたり。翌隆熙三年十月韓國銀行創設せらるるに及び、同年十一月以後從來第一銀行に於て取扱ひたる韓國政府の金庫事務は、總て之を同行に繼承せしむることと爲し、同行を韓國政府中央金庫と爲して之に二十七箇所の支金庫を附設したり。而して統監府通信管理局に金庫事務を委託することは尚ほ故の如し。

以上は韓國政府所屬金庫制度の沿革の概要なり。然るに之より先き明治三十七年二月露國と戰端を開くに及び、帝國政府は第一銀行の京城及仁川の二支店竝に鎭南浦及平壤の二出張所に對し、帝國政府の金庫事務取扱を委託すると共に、軍用切符の出納及交換等に關する事務を取扱はしめしが同年五月以降之を帝國政府中央金庫の派出所と爲し、爾後戰局の擴大に伴ひて韓國のみならず、滿洲及樺太地方にも漸次中央金庫派出所を增設し、以て戰地に必要なる經費金の支拂軍隊出納官吏保管金の出納及回送軍用切符の引換等に關する事務を取扱はしめたり。今此等中央金庫派出所の內韓國に設置せられしものを一括表揭すれば左の如し。

地名	開設年月日	取扱銀行名
京城	明治三十七年五月二十日	第一銀行
仁川	同　年五月二十日	同
鎭南浦	同　年五月二十六日	同
平壤	同　年六月一日	同
元山	明治三十七年十一月五日	第一銀行
城津	同　三十八年六月二十七日	同
咸興	同　年十二月二十三日	同

(備考)鎭南浦派出所は明治三十八年十二月十五日より閉鎖せらる。

然るに此等の在韓國派出所は明治三十九年に至り、實際事務整理の必要上之を本支金庫に改むることと爲し、卽ち同年七月一日以降京城派出所を本金庫と爲し、其他の仁川·平壤·元山·城津·咸興の五派出所を支金庫と爲すと共に釜山支金庫を新設し、何れも京城本金庫に所屬せしむることと爲し、同年十月大藏省告示第八百六十六號を以て之を公示したり。尋いで翌四十年四月一日鎭城支金庫を新設し(告示第十五號)、同四十三年五月一日之を羅南に移して羅南支金庫と改稱せしが(告示第五十六號)、同年六月一日更に馬山·大邱·新義州の三支金庫を新設し、何れも京城本金庫に所屬せしめたり(告示第七十號)。

明治四十三年八月韓國を我國に併合するに及び、從來の金庫組織に急激なる變更を加ふることは事情の許さざる所なりしを以て、同月勅令第三百三十號を以て舊韓國政府豫算の會計經理の方法は當分の內從前の例に依ることと爲し、右の京城本金庫及其の支金庫の外に前述せる舊韓國政府金庫の存在を認め、玆に暫く兩金庫の併立を見たりしが、同年十月一日より會計法を朝鮮に施行すると共に、朝鮮總督府特別會計を設置するに及びて、玆に舊韓國金庫を全廢して帝國政府の金庫に統一するに

ことと爲し、卽ち同年十月一日より新に公州・淸州・晋州・木浦・光州・群山・全州・鎭南浦・義州・春川・海州・淸津・鏡城の十三支金庫を增設して、從來の十支金庫と共に之を京城本金庫に所屬せしめたり（大藏省告示第百二十一號）。而して右と同時に勅令第四百八號を公布して、朝鮮總督府通信官署の出納官吏は其の取扱に係る歲入金・歲出金及歲入歲出外現金の交互振替及繰替受拂を爲すことを得るものと爲し、以て金庫所在地以外に於ける百五十箇所の通信官署をして金庫事務の一部を取扱はしむることに依り金庫の不足より生ずべき不便を除却せんことを圖れり。後大正二年十二月に至り大藏省告示第百八十五號を以て、更めて朝鮮總督府管內に於ける金庫の名稱・位置を左の如く改定し、翌大正三年二月一日より之を施行したり。

本金庫名	支金庫名
京城	仁川・淸州・公州・群山・全州・木浦・光州・大邱
	鎭海・釜山・晋州・海州・平壤・鎭南浦・義州・新義州
	春川・咸興・元山・城津・鏡城・羅南・淸津

後大正九年十一月一日右の中鏡城支金庫を廢止したり（告示第百七十六號）。爾後朝鮮に於ける金庫に就ては何等の變更なくして大正十一年金庫制度廢止のときに至れり。

第二目　滿洲・淸國及樺太に於ける金庫

明治三十七年は日露戰役勃發と共に、帝國政府は上述の如く先づ韓國各地に中央金庫所屬の派出所を設置し、軍用切符の引換其他の事務を取扱はしめしが、爾後戰局の發展擴大に伴ひ漸次滿洲各地竝に樺太にも中央金庫所屬派出所を開設し、以て戰地に必要なる經費金の出納及回送を始めとし、經費戻入金の受領等の事務を取扱はしめ、特定の派出所に於ては此の外歲入金の受領及軍用切符の引換に關する事務をも取扱はしむることと爲したり。今此等滿洲及樺太に於ける派出所を一括表揭すれば左の如し。

地名	開設年月日	取扱銀行名	備考
滿洲安東縣	明治三十七年六月一日	第一銀行	明治三十九年八月一日より橫濱正金銀行へ取扱委囑
同大連	同年八月二十二日	橫濱正金銀行	
同鳳凰城	同年八月二十七日	第一銀行	明治三十七年十月二十日閉鎖
同牛莊	同年九月十二日	橫濱正金銀行	
同遼陽	同年十一月十七日	同	
同旅順口	同三十八年四月一日	同	明治三十八年五月七日閉鎖、同三十九年六月十八日再開設
同奉天	同年五月八日	同	
同鐵嶺	同年八月二十一日	同	
樺太コルサコフ	同年十月二十一日	北海道拓殖銀行	

然るに軍用切符の引換は明治三十九年八月一日以降專ら橫濱正金銀行に於て之を負擔することとなり、金庫派出所に於ける此等の事務は消滅せしが、同年十月に至り大藏省告示第八百六十九號を以て、更めて此等在滿洲及樺太出張所を設置し、一般金庫事務を取扱はしむべき旨を公示したり。

然るに翌四十年四月一日に至り、右の中大連派出所を大連本金庫とすると共に、旅順口派出所を大連本金庫所屬の支金庫と爲し、其他の關東州に於ける五派出所を大連本金庫所屬の派出所と改めたり（告示第八號）。同年七月一日中央金庫コルサコフ派出所を改めて小樽本金庫所屬樺太支金庫と爲し（告示第百八號）、翌四十一年八月十二日之を豐原に移して豐原支金庫と改稱すると共に、同年九月一日より新に眞岡支金庫を設置し、何れも小樽本金庫に所屬せしめしが（告示第百二十四號）、大正三年十一月十日に至り右眞岡支金庫を樺太眞岡支金庫と改稱したり（告示第九十八號）。大正五年二月一日清國天津に中央金庫所屬天津派出所を設置すると共に（告示第六號）、前記大連本金庫所屬青島派出所を設置したり（告示第百七十四が（告示第七號）、翌大正六年十一月三日更に青島に中央金庫所屬青島派出所を廢止せし號）。青島に於ては既に大正三年日獨開戰の結果、我軍の同地方を占領して之に軍政を布くや、軍資金出納の必要上大正四年一月十五日より同地に中央金庫派出所を設置することと爲し、橫濱正金銀行出張所をして特殊事務を取扱はしめしが、大正六年九月軍政の撤廢せらるるに及び、同年十一月右の如く之を常設派出所に改め、一般金庫事務を取扱はしむるに至りしものなり。爾後滿洲、清國及樺太に於ける金庫に就ては、何等の變化なくして大正十一年金庫制度廢止の時に至れり。今以上の諸改正を經たる清國及樺太に於ける金庫の配置を示せば左の如し。

所屬中央金庫又は本金庫名	支金庫名	派出所名
中央金庫		天津
		青島
大連本金庫	旅順口	
	遼陽	
	奉天	
	鐵嶺	
	安東縣	
小樽本金庫	豐原	
	樺太眞岡	

尙ほ以上の外世界大戰に際し我軍政の布かれたる地方に於て、軍資金出納の必要上中央金庫派出所を設けられしもの、前記青島派出所の外に尙ほ數箇所あり。卽ち前記青島派出所の外、大正七年十月十五日より浦鹽斯德、哈爾賓、長春の三地方に派出所を設け、朝鮮銀行に委託して軍票の交換、雜部金の受拂及定額戻入の振替受入の事務を取扱はしめ、尋いで大正九年九月二十四日薩哈嗹州アレキサンドロフスクに亞港派出所を開設し、朝鮮銀行に委託して雜部保管金の出納を取扱はしめしが、此等の中前三者は大正十二年二月、後者は大正十四年五月に至りて廢止せられたり。而して此等の各派出所は何れも軍政の下に於て特殊の事務に限り取扱はしむるものなるを以て、其の設置は之を一般に公表せられざりしものとす。

第三節　日本銀行

大正十年四月法律第四十二號を以て會計法を改正し、翌十一年四月一日より之を實施せしが、右改正會計法は其の第五條第一項に於て『政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム』る旨を定め、更に同條第二項に於て『前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ政府ノ預金トス』と規定したり。而して以上の規則第三條及第四條に於て國庫金出納に關する原則を定め、更に同年大藏省令第十號日本銀行國庫金取扱規程に於て其の手續の詳細を規定したり。茲に於てか明治二十三年以來永く行はれ來りし金庫制度は大正十一年三月限り廢止せられ、之に代りて新に國庫預金制度の採用を見るに至れり。而して此の新制度の下に於て從來の金庫に代りて國庫金出納事務の取扱に當るものは日本銀行にして、卽ち前揭會計法第五條第一項の規定に明示する所なるが、日本銀行國庫金取扱規程は更に其の細目を定めて『日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ヲシテ國庫金ノ出納ヲ取扱ハシムヘシ』(第二條)とし、又『日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル國庫金出納ノ事務ヲ統轄スヘシ』(第三條)と爲し且此等の代理店、統轄店及其の所屬店は日本銀行大藏大臣の認可を經て之を定むべきものとしたり(第二條第二項及第三條第二項)。斯くて右の規定に基き大正十一年三月大藏省告示第三十七號を以て、此等の代理店、統轄店及其の所屬店の名稱及位置を定めて之を公示せしが、之に依れば日本銀行は內地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及滿洲等に亙りて數百の代理店を設置し、本支店及臺北、京城、大連の各代理店を統轄店として之に各地の代理店を分屬せしめ、而して此等の統轄店及代理店をして國庫金出納の事務を取扱はしめ、本店は更に取扱店全部の總轄を爲すものとす。然れども從來の制度に於ても金庫事務は總て之を日本銀行に委託し、日本銀行は各地の支店及代理店をして其の事務を分掌せしめしものなるが故に、實際に於ては前記の代理店は大體に於て從來金庫事務を取扱ひし當該店を以て之に充てたるものとす。今此等統轄店竝に其の所屬代理店の名稱を揭ぐれば左の如し。

統轄店名	府縣名	所屬代理店名
日本銀行本店	東京府	八丈島　小笠原　＊東京驛　＊兩國驛　＊上野驛　青梅　八王寺
	神奈川縣	神奈川縣中野　厚木　秦野　平塚　横濱　横須賀　小田原　藤澤　松田
	埼玉縣	浦和　粕壁　越ヶ谷　川越　熊谷　埼玉縣本庄　秩父　埼玉縣松山
	群馬縣	前橋　沼田　中之條　高崎　桐生　群馬縣太田　群馬縣富岡　藤岡　群馬縣吉井　館林
	千葉縣	千葉　大多喜　茂原　松戸　船橋　佐原　千葉縣一宮　東金　木更津　佐倉　銚子　八日市場　北條
	茨城縣	水戸　茨城縣太田　下館　下妻　龍ヶ崎　茨城縣大宮　松原　鉾田　笠間　茨城縣境　岩井　土浦　麻生　谷田部
	栃木縣	宇都宮　矢板　大田原　鹿沼　栃木　佐野　烏山　馬頭　栃木縣眞岡　茂木　足利
	靜岡縣	靜岡　沼津　吉原　濱松　見付　掛川　靜岡縣大宮　藤枝　江尻　川崎　靜岡縣森　氣賀　靜岡縣三島　下田

	山梨縣	甲府　鰍澤　韮崎　谷村　大原　日下部
	支那	天津　青島
日本銀行小樽支店	北海道	札幌　岩見澤　岩内　倶知安　旭川　名寄　留萌　増毛　稚内　室蘭　根室　釧路　帶廣　浦河　網走　*野付牛驛
	樺太	豐原　樺太眞岡
日本銀行函館支店	北海道	江差　壽都　*函館驛
日本銀行秋田支店	青森縣	青森　鰺ケ澤　黒石　五所川原　弘前　七戸　田名部　八戸
	秋田縣	*秋田驛　土崎　鷹巣　大館　能代　大曲　横手　増田　湯澤　秋田縣本莊　花輪
日本銀行福島支店	宮城縣	仙臺　古川　宮城縣吉岡　築館　石卷　涌谷　佐沼　志津川　氣仙沼　大河原　角田
	福島縣	*福島驛　桑折　二本松　會津　田島　福島縣高田　坂下　喜多方　郡山　須賀川　相馬　白河　棚倉　石川　三春　福島縣富岡　平
	巖手縣	盛岡　花卷　大迫　久慈　一關　千厩　水澤　巖手縣　宮古　遠野　盛　巖手縣福岡

	山形縣	山形　東根　天童　寒河江　米澤　高島　長井　新庄　鶴岡　酒田
日本銀行新潟支店	新潟縣	村上　新發田　新津　卷　津川　相川　三條　長岡　關原　六日町　小千谷　十日町　安塚　糸魚川　新潟縣高田　新井　柏崎
日本銀行金澤支店	福井縣	福井　武生　大野　勝山　朝日　三國　小濱　敦賀　高濱
	石川縣	*金澤驛　鶴來　小松　大聖寺　七尾　羽咋　石川縣飯田　輪島
	富山縣	富山　魚津　富山縣高岡　出町
日本銀行松本支店	長野縣	長野　飯山　須坂　長野縣中野　長野縣福島　伊那　長野縣飯田　上諏訪　豐科　大町　上田　岩村田　臼田
日本銀行名古屋支店	三重縣	桑名　三重縣四日市　津　龜山　松坂　宇治山田　上野　名張　尾鷲　木本　鳥羽　大泉原　白子
	愛知縣	*名古屋驛　西尾　愛知縣一宮　津島　半田　豐橋　岡崎　足助　擧母　新城　田口　知立
	岐阜縣	岐阜　關　岐阜縣八幡　岐阜縣太田　多治見　岐阜縣

支店	府縣	所在地
		中津 高須 高山 御嵩 大垣 揖斐
日本銀行京都支店	京都府	伏見 園部 舞鶴 新舞鶴 峯山 宮津 福知山 綾部
	兵庫縣	篠山 柏原 村岡 豐岡 和田山
	滋賀縣	大津 草津 今津 彥根 滋賀縣八幡 八日市 水口
		長濱
日本銀行大阪支店	京都府	木津
	大阪府	*湊町驛 茨木 大阪府池田 住道 富田林 堺 岸和田
	兵庫縣	三田 西宮 伊丹 神戸 *兵庫驛 洲本 市村 明石
		社 姫路 赤穗 山崎 龍野
	奈良縣	奈良 三輪 奈良縣松山 奈良縣高田 五條 上市
	和歌山縣	和歌山 妙寺 田邊 新宮 御坊 湯淺
	德島縣	德島 撫養 川島 德島縣池田 德島縣富岡 日和佐 脇町
		貞光 *德島驛
	高知縣	高知 伊野 後免 赤岡 安藝 須崎 高知縣中村
	鳥取縣	鳥取 賀茂 米子 倉吉 二部

支店	府縣	所在地
日本銀行松江支店	島根縣	廣瀬 掛合 今市 大東 大森 川本 濱田 益田
		津和野 西鄉
日本銀行岡山支店	岡山縣	*岡山驛 味野 宇野 山田 瀬戸 倉敷 玉島 笠岡
		高梁 新見 津山 弓削 林野 久世
	香川縣	高松 長尾 丸龜 善通寺 觀音寺 土庄
日本銀行廣島支店	廣島縣	廿日市 廣島縣西條 竹原 可部 吳 江田島 吉田
		忠海 尾道 府中 福山 三次 庄原
	愛媛縣	松山 郡中 久萬 今治 愛媛縣三島 愛媛縣西條 宇和島
		宇和 八幡濱 大洲
日本銀行門司支店	長崎縣	長崎 福江 平戸 大村 佐世保 諫早 島原 ロノ津
		武生水 嚴原
	山口縣	山口 秋穗 三田尻 德山 平生 岩國 屋代 深川
		萩 下關 山口縣大田 船木
	福岡縣	*門司驛 福岡 前原 甘木 志波 直方 飯塚 東鄉
		久留米 福岡縣福島 福岡縣吉井 香春 福岡縣八幡 小倉
		行橋 八屋 柳河 大牟田
		大分 日出 杵築 佐伯 臼杵 國東 姫島 大分縣

	大分縣	高田　竹田　三重　日田　大分縣森　大分縣中津　大分縣四日市						
	佐賀縣	佐賀　小城　鳥栖　鹿島　武雄　唐津　伊萬里						
日本銀行熊本支店	熊本縣	三角　高瀨　宮地　高森　隈府　山鹿　八代　人吉 天草　御船　＊熊本驛						
	宮崎縣	宮崎　飫肥　高鍋　宮崎縣高岡　小林　都城　延岡 高千穗						
	鹿兒島縣	鹿兒島　川內　知覽　指宿　出水　中伊集院　西市來　大口 種子島　加治木　國分　鹿屋　垂水　岩川　大島						
	沖繩縣	那覇　國頭　沖繩縣宮古　八重山						
日本銀行臺北代理店	臺灣	淡水　基隆　宜蘭　桃園　新竹　臺中　南投　嘉義 臺南　高雄　屏東　澎湖　花蓮港　臺東						
日本銀行京城代理店	朝鮮	仁川　清州　公州　群山　全州　木浦　光州　大邱 鎭海　釜山　晋州　海州　平壤　鎭南浦　義州　新義州 咸興　元山　城津　羅南　淸津						
日本銀行大連代理店	關東州及滿洲	旅順口　遼陽　奉天　鐵嶺　安東縣						

（備　考）所屬代理店中＊印ヲ付シタルモノハ鐵道ニ關スル收支金ニ限リ取扱ヲ爲ス特設代理店ナリ。

右國庫金取扱代理店は爾後必要に應じて新設改廢あり、卽ち大正十二年六月一日日本銀行京城代理店所屬會寧代理店（朝鮮）を新設し（告示第七十二號）、翌十三年七月一日日本銀行本店所屬兩國驛代理店を廢止し（告示第百二十一號）、十四年五月十八日日本銀行京城代理店所屬大田代理店（朝鮮）を新設すると共に、同上義州代理店を廢止し（告示第七十八號）、同年八月一日日本銀行名古屋支店所屬大濱代理店（愛知縣）を新設すると共に、同上西尾代理店及知立代理店を廢止し（告示第百四號）、又同年十二月十日日本銀行門司支店所屬後藤寺代理店（福岡縣）を新設すると共に、同上香春代理店を廢止し（告示第百六十六號）、更に昭和二年一月一日日本銀行秋田支店所屬大湊代理店（青森縣）及日本銀行廣島支店所屬廣代理店（廣島縣）を新設すると共に、日本銀行秋田支店所屬田名部代理店を廢止したり（大正十五年告示第百七十八號）。

尙ほ大正十五年三月大藏省令第十二號を以て日本銀行國庫金取扱規程第三條に改正を加へ、日本銀行統轄店の所屬店中特に必要あるものは、大藏大臣の認可を經て之を特扱店と爲すことを得るものと爲し、同年四月一日より之を實施せしを以て、之に基き同年大藏省告示第四十一號を以て前揭の代理店名稱表中豐原・樺太眞岡・那覇・國頭・沖繩縣宮古・八重山の六代理店を特扱店に指定したり。

第四節　郵便官署

大正四年一月勅令第六號を公布し、郵便官署をして各官廳の徵收する歲入金の受入及金庫所在地外に於て仕拂を要する歲出金の繰替拂渡に關する事務を取扱はしむるの制度を設け、同年三月一日より之を實施したり。玆に於て從來金庫に於て直接掌理したる國庫金出納事務の一部は郵便官署

に於て取扱はるることとなれり。而して右勅令は郵便官署に於て取扱ふ出納事務の範圍及取扱規程は遞信大臣大藏大臣と協議して之を定むべきものと爲せしを以て、之に基き同年一月大藏省令第一號及遞信省令第八號を以て出納事務の範圍及手續竝に郵便官署と金庫との間の事務上の交渉等に關して規定したり。今此等の規定に依れば郵便官署をして取扱はしむべき出納事務の範圍は、歲入金に在りては大藏省の所管に屬する歲入金の受入に限られ、歲出金に在りては金庫所在地外に在る債主に仕拂ふべき歲出金の拂渡に止まるものとす。而して歲入金の取扱は歲入徵收官の在勤廳と同一の道府縣內に在る何れの郵便局に於ても之が受入を取扱ふものにして、受入郵便局に於ては納入より令書と共に現金を受入れ、令書の一部は之を關係證據書として遞信局を經て貯金局に提出するものとし、他方各歲入徵收官所在地の集配郵便局を取纏局に指定し、受入郵便局より歲入徵收官に送付すべき令書の一部なる徵收濟通知書は必ず此の取纏郵便局を經由すべきものとす。而して取纏郵便局に於ては各歲入徵收官別に前記の徵收濟證據書に對する歲入金振替證券を所轄の中央金庫又は本金庫に交付するものにして、本證券は卽ち後日貯金局より中央金庫に對し代り金を交付すべき證憑たるべきものなり。次に歲出金の取扱は仕拂命令官の指定したる郵便局に限り之が仕拂を爲すものにして、指定拂渡局に於て拂渡を爲したるときは、一方遞信局經由貯金局に報告すると共に、他方に於て拂渡濟の證據書（仕拂通知書）は之を歲出金取扱金庫所在地郵便局たる取纏局に送付し該取纏郵便局に於て其の拂渡證據書と引換に金庫より振替拂證書を受取るものにして、本證書は遞信局を經て貯金局に送付し、後日代り金受領の證憑となるべきものとす（第三編第一章第二節第四款第三項參照）。

郵便官署に於ける國庫金取扱手續の概要は上述の如くなるが、之が爲には各廳歲入金に關する取纏郵便局及歲入徵收官の配置竝に各廳歲出金に關する取纏郵便局及金庫の配置を定むるの必要あり、卽ち前者に就ては各歲入徵收官在勤廳たる稅務監督局·稅務署·道府縣廳·營林區署所在地集配郵便局三百八十六局を取纏局に指定し、大正四年二月十二日之を各郵便局に告知し、又後者に就ては各方主要郵便局九十九局を取纏局に指定し、同年二月大藏省告示第十二號を以て之を一般に公示したり。今各廳歲出金取纏郵便局及金庫配置表を掲ぐれば左の如し。

區別	府縣名	金庫名	取纏郵便局名
東部遞信局區內	東京府	中央金庫	東京中央
		八丈島支金庫	八丈島
		小笠原支金庫	小笠原島
	神奈川縣	横濱支金庫	横濱
		横須賀支金庫	横須賀
		秦野支金庫	秦野
	埼玉縣	浦和支金庫	浦和
		前橋支金庫	前橋
	群馬縣	高崎支金庫	高崎
	千葉縣	千葉支金庫	千葉
	茨城縣	水戸本金庫	水戸
	栃木縣	宇都宮本金庫	宇都宮
長野郵便局區內	長野縣	長野支金庫	長野
		上田支金庫	上田
新潟郵便局區內	新潟縣	新潟本金庫	新潟
		高田支金庫	高田
西	大阪府	大阪本金庫	大阪中央
	京都府	京都本金庫	京都
	伏見支金庫		伏見
內	靜岡縣	茂木派出所	茂木
		靜岡本金庫	靜岡
	山梨縣	見付派出所	見付
		甲府本金庫	甲府

區域	縣	金庫	所在地
		新舞鶴派出所	新舞鶴
部遞信局區內	兵庫縣	神戸支金庫	神戸
		姫路支金庫	姫路
	奈良縣	奈良支金庫	奈良
	滋賀縣	大津支金庫	大津
	鳥取縣	鳥取支金庫	鳥取
	島根縣	松江本金庫	松江
		西郷支金庫	西郷
	岡山縣	岡山本金庫	岡山
	和歌山縣	和歌山支金庫	和歌山
	徳島縣	徳島本金庫	徳島
		三好支金庫	池田
	香川縣	高松本金庫	高松
		丸亀支金庫	丸亀
		善通寺支金庫	善通寺
	高知縣	高知本金庫	高知
名古屋郵便局區內	三重縣	津支金庫	津
	愛知縣	名古屋本金庫	名古屋
		豊橋支金庫	豊橋
	岐阜縣	岐阜支金庫	岐阜

區域	縣	金庫	所在地
廣島郵便局區內	廣島縣	廣島本金庫	廣島
		呉支金庫	呉
		江田島支金庫	江田島
	山口縣	山口支金庫	山口
		三田尻支金庫	防府
		徳山支金庫	徳山
		下關支金庫	下關局細江分室
	愛媛縣	松山本金庫	松山
金澤郵便局區內	福井縣	福井支金庫	福井
	石川縣	金澤本金庫	金澤
	富山縣	富山支金庫	富山
北部遞信局區內	宮城縣	仙臺本金庫	仙臺
	福島縣	福島本金庫	福島
		郡山支金庫	郡山
	巖手縣	盛岡本金庫	盛岡
		水澤支金庫	水澤
	青森縣	青森本金庫	青森
		弘前支金庫	弘前
	山形縣	山形支金庫	山形
		米澤支金庫	米澤

區域	縣	金庫	所在地
	秋田縣	秋田本金庫	秋田
九州遞信局區內	熊本縣	熊本本金庫	熊本
	長崎縣	長崎本金庫	長崎
		佐世保支金庫	佐世保
		諫早支金庫	諫早
		厳原支金庫	厳原
	福岡縣	門司本金庫	門司
		福岡支金庫	福岡
		飯塚支金庫	飯塚
		遠賀支金庫	八幡
		久留米支金庫	久留米
		大牟田支金庫	大牟田
		小倉支金庫	小倉
	大分縣	大分本金庫	大分
	佐賀縣	佐賀本金庫	佐賀
	宮崎縣	宮崎本金庫	宮崎
	鹿児島縣	鹿児島本金庫	鹿児島
		大島支金庫	名瀬

區域	縣	金庫	所在地
	沖縄縣	那覇本金庫	那覇
		宮古支金庫	宮古島
		八重山支金庫	八重山
北海道遞信局區內	北海道	小樽本金庫	小樽
		札幌支金庫	札幌
		岩見澤支金庫	岩見澤
		倶知安支金庫	倶知安
		旭川支金庫	旭川
		増毛派出所	増毛
		稚内支金庫	稚内
		室蘭支金庫	室蘭
		函館支金庫	函館
		江差支金庫	江差
		根室支金庫	根室
		釧路支金庫	釧路
		帯廣支金庫	帯廣
		浦河支金庫	浦河
		網走支金庫	網走

右表の中山口縣下關支金庫の取纒郵便局は大正四年四月下關細江と改められ(告示第四十三號)、東京

府中央金庫の取纏郵便局は同六年三月日本橋と改められしが(告示第三十九號)、其他必要に應じて新に取纏郵便局を追加指定せしこと亦少からず。今之を一括表示すれば左の如し。

道府縣名	金庫名	取纏郵便局名	追加指定年月及告示番號
北海道	留萌支金庫	留萌	大正四年三月告示第十六號
群馬縣	桐生支金庫	桐生	同五年三月同　第三十三號
神奈川縣	平塚派出所	平塚	同八年六月同　第百六號
新潟縣	長岡支金庫	長岡	同　上
同	新發田支金庫	新發田	同九年十月告示第百七十九號
大阪府	西宮支金庫	西宮	同十年一月同第十一號
同	社　支金庫	社	同　上
茨城縣	笠間支金庫	笠間	同　上
大阪府	堺　支金庫	堺	同年五月告示第六十九號
茨城縣	谷田部支金庫	筑波谷田部	同年七月同第百一號
靜岡縣	江尻支金庫	江尻	同　上

大正十一年四月に至り從來の金庫制度を廢して新に預金制度採用せられし結果、郵便官署をして國庫金出納事務を取扱はしむることに關する上述の大正四年の勅令及省令等に改正を加へ、文中『金庫』なる文字を總て『日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ)』と改めたり。而して之に伴ひ同年大藏省告示第五十四號を以て、前掲各廳歳出金取纏郵便局及金庫配置表を廢止すると共に、更めて左の如く各廳歳出金取纏郵便局及日本銀行配置表を定めたり。

道府縣名	銀行名	取纏郵便局名
東京府	日本銀行本店	日本橋
	日本銀行八丈島代理店	八丈島
	日本銀行小笠原代理店	小笠原島
	日本銀行横濱代理店	横濱
神奈川縣	日本銀行横須賀代理店	横須賀
	日本銀行秦野代理店	秦野
	日本銀行平塚代理店	平塚
埼玉縣	日本銀行浦和代理店	浦和
	日本銀行前橋代理店	前橋
群馬縣	日本銀行高崎代理店	高崎
	日本銀行桐生代理店	桐生
千葉縣	日本銀行千葉代理店	千葉
	日本銀行水戸代理店	水戸
茨城縣	日本銀行笠間代理店	笠間
	日本銀行谷田部代理店	筑波谷田部
栃木縣	日本銀行宇都宮代理店	宇都宮
	日本銀行靜岡代理店	靜岡
靜岡縣	日本銀行江尻代理店	江尻
	日本銀行見付代理店	見付
山梨縣	日本銀行甲府代理店	甲府
愛知縣	日本銀行名古屋支店	名古屋
	日本銀行豐橋代理店	豐橋
三重縣	日本銀行津代理店	津
岐阜縣	日本銀行岐阜代理店	岐阜
	日本銀行松本支店	松本
長野縣	日本銀行長野代理店	長野
	日本銀行上田代理店	上田
福井縣	日本銀行福井代理店	福井
石川縣	日本銀行金澤支店	金澤
富山縣	日本銀行富山代理店	富山
大阪府	日本銀行大阪支店	大阪中央
	日本銀行堺代理店	堺
京都府	日本銀行京都支店	京都
	日本銀行伏見代理店	伏見

	日本銀行新舞鶴代理店	新舞鶴
兵庫縣	日本銀行神戸代理店	神戸
	日本銀行姫路代理店	姫路
	日本銀行西宮代理店	西宮
	日本銀行社代理店	社
奈良縣	日本銀行奈良代理店	奈良
滋賀縣	日本銀行大津代理店	大津
和歌山縣	日本銀行和歌山代理店	和歌山
徳島縣	日本銀行徳島代理店	徳島
高知縣	日本銀行高知代理店	高知
廣島縣	日本銀行廣島支店	廣島
	日本銀行呉代理店	呉
	日本銀行江田島代理店	江田島
鳥取縣	日本銀行鳥取代理店	鳥取
島根縣	日本銀行松江支店	松江
	日本銀行西郷代理店	西郷
岡山縣	日本銀行岡山支店	岡山
山口縣	日本銀行山口代理店	山口
	日本銀行三田尻代理店	防府
	日本銀行徳山代理店	徳山
	日本銀行下關代理店	下關
香川縣	日本銀行高松代理店	高松
	日本銀行丸龜代理店	丸龜
	日本銀行善通寺代理店	善通寺
愛媛縣	日本銀行松山代理店	松山
熊本縣	日本銀行熊本支店	熊本
長崎縣	日本銀行長崎代理店	長崎
	日本銀行佐世保代理店	佐世保
	日本銀行諫早代理店	諫早
	日本銀行嚴原代理店	嚴原
福岡縣	日本銀行門司支店	門司
	日本銀行福岡代理店	福岡
	日本銀行飯塚代理店	飯塚
	日本銀行福岡縣八幡代理店	八幡
	日本銀行久留米代理店	久留米
	日本銀行大牟田代理店	大牟田
	日本銀行小倉代理店	小倉
大分縣	日本銀行大分代理店	大分
佐賀縣	日本銀行佐賀代理店	佐賀
宮崎縣	日本銀行宮崎代理店	宮崎
鹿児島縣	日本銀行鹿児島代理店	鹿児島
	日本銀行大島代理店	名瀬

沖繩縣	日本銀行那覇代理店	那覇
	日本銀行沖繩縣宮古代理店	宮古島
	日本銀行八重山代理店	八重山
宮城縣	日本銀行仙臺代理店	仙臺
新潟縣	日本銀行新潟支店	新潟
	日本銀行新潟縣高田代理店	高田
	日本銀行長岡代理店	長岡
	日本銀行新發田代理店	新發田
福島縣	日本銀行福島支店	福島
	日本銀行郡山代理店	郡山
岩手縣	日本銀行盛岡代理店	盛岡
	日本銀行水澤代理店	水澤
青森縣	日本銀行青森代理店	青森
	日本銀行弘前代理店	弘前
山形縣	日本銀行山形代理店	山形
	日本銀行米澤代理店	米澤
秋田縣	日本銀行秋田支店	秋田
北海道	日本銀行小樽支店	小樽
	日本銀行札幌代理店	札幌
	日本銀行岩見澤代理店	岩見澤
	日本銀行岩内代理店	岩内
	日本銀行倶知安代理店	倶知安
	日本銀行旭川代理店	旭川
	日本銀行增毛代理店	增毛
	日本銀行稚内代理店	稚内
	日本銀行室蘭代理店	室蘭
	日本銀行根室代理店	根室
	日本銀行釧路代理店	釧路
	日本銀行帶廣代理店	帶廣
	日本銀行浦河代理店	浦河
	日本銀行網走代理店	網走
	日本銀行留萌代理店	留萌
	日本銀行函館支店	函館
	日本銀行江差代理店	江差

大正十四年五月に至り右表に更に左の如く追加したり（告示第七十七號）。

大正十五年四月日本銀行國庫金取扱規程の改正に伴ひ、同年大藏省告示第四十九號を以て前掲歲出金取纏郵便局及日本銀行配置表を左の如く改定し、同年四月十五日より實施したり。卽ち此の改正の結果代り金請求銀行を日本銀行本支店に、又取纏郵便局の設置を當該銀行の本支店所在地に局限したる爲め、從來の取纏局百二十六局は僅に十七局に減少したり。

府縣名	銀行名	取纏郵便局名
東京府	日本銀行八王子代理店	八王子
神奈川縣	日本銀行小田原代理店	小田原
埼玉縣	日本銀行川越代理店	川越
靜岡縣	日本銀行濱松代理店	濱松
愛知縣	日本銀行岡崎代理店	岡崎
長野縣	日本銀行岩村田代理店	岩村田
大阪府	日本銀行茨木代理店	茨木
滋賀縣	日本銀行彥根代理店	彥根
島根縣	日本銀行大東代理店	大東
山口縣	日本銀行岩國代理店	岩國
宮崎縣	日本銀行小林代理店	小林
鹿兒島縣	日本銀行加治木代理店	加治木
宮城縣	日本銀行古川代理店	古川
福島縣	日本銀行白河代理店	白河
青森縣	日本銀行七戶代理店	七戶
秋田縣	日本銀行大曲代理店	大曲

支出官所在道府縣	取纏郵便局名	銀行名
東京府		日本銀行本店
神奈川縣		
埼玉縣		
群馬縣	日本橋	
千葉縣		
茨城縣		

栃木縣		
靜岡縣		
山梨縣		
愛知縣	日本銀行名古屋支店	名古屋
三重縣		
岐阜縣		
福井縣	日本銀行金澤支店	金澤
石川縣		
富山縣		
長野縣	日本銀行松本支店	松本
大阪府	日本銀行大阪支店	大阪中央
兵庫縣		
奈良縣		
和歌山縣		
德島縣		
高知縣		
京都府	日本銀行京都支店	京都
滋賀縣		

廣島縣	日本銀行廣島支店	廣島
愛媛縣		
鳥取縣	日本銀行松江支店	松江
島根縣		
岡山縣	日本銀行岡山支店	岡山
香川縣		
長崎縣	日本銀行門司支店	門司
福岡縣		
大分縣		
佐賀縣		
山口縣		下關
熊本縣	日本銀行熊本支店	熊本
宮崎縣		
鹿兒島縣		
沖繩縣		
宮城縣	日本銀行福島支店	福島
福島縣		

	岩手縣		
日本銀行新潟支店	山形縣		
	新潟縣	新潟	
日本銀行秋田支店	青森縣	秋田	
	秋田縣		
	北海道		
	小樽市		
	札幌市		
	札幌郡		
	空知郡		
	岩內郡		
	虻田郡		
	高島郡		
	旭川市		
	留萌郡		

日本銀行小樽支店	增毛郡	小樽	
	宗谷郡		
	利尻郡		
	宗蘭市		
	根室郡		
	釧路市		
	河西郡		
	河東郡		
	浦河郡		
	網走郡		
	紋別郡		
日本銀行函館支店	北海道	函館	
	函館市		
	山越郡		
	檜山郡		

第五章　監督機關

第一節　總說

明治維新以後特別の一機關をして政府財政事務の監督檢査に當らしめしは、明治二年五月八日會計官中に監督司を設置し、金穀出納に關する事項の檢按・勘定帳の檢査・營繕土木起工の事由竝に費額の審議・工事實況の檢査・金庫開閉の臨檢・會計法規の立案及査閱等のことを掌らしめしを以て始とす。右監督司は同年七月八日會計官を廢して大藏省を新設せらるるに及びて其の所管となりしが、尋いで翌八月十一日民部・大藏兩省の併合に當りて民部省に轉屬し、會計に關する監督事務の外戶籍・警保・救荒儲蓄・官有地管理・府縣廳舍の位置及建築・開墾・物産等の申牒に對する審議立案竝に各司官吏の詮衡等、民政に關する監督事務をも司掌したり。然るに明治三年七月十日民部・大藏兩省分離し、本司の再び大藏省所管に復歸するに及びて、右の中民政に關する監督事務は當然其の所管を離れしが、同年十一月に至り始めて本司の職制章程を制定し、其の管掌事項を定めて、成規定例なき支出の審議・賞典付與・秩祿支給方當否の審按・勘定帳の檢査・各司計簿の點檢・金庫の監察・營繕土木實況の監督・購入物品價格の檢査・各地方官各局申牒書指令案の査閱・法規改廢に係る草案の査閱・省中官吏の身分に關する監査と爲し、此の外吏員を各府縣に派出して金穀一切の出納・租稅の厚薄・官廳諸費の當否・貨幣流通の便否・正貨貨幣交換の處分・土地の肥瘠・物產の多寡・通商の有無等を監視檢査すべきものとせり。

明治四年七月二十七日監督司を廢止し、同年八月十日新に大藏省中に檢查寮を置き、之をして金穀出納に係る申請書の檢查・收入に係る納入證書の點檢・勘定帳の檢查・出納實況の調查・出納寮簿册の點檢及處務の監視・倉庫の視察及鎖鑰の管守・公債證書紙幣諸印紙類製造の臨檢・檢查に係る規則の考按・考課狀の調製等のことを管掌せしめしが、明治九年六月之が事務章程を改定し、寮務の範圍を上下二款に分ち施行することと爲したり。卽ち上款に關する事務は之を長官の專行に委ぬるものにして、前者には勘定に關する帳簿表式の制定又は變更、各廳の豫算超過支出に對する處分・中仕切決算を立て難き經費の處分・定額金交付期限の縮小等、專ら違法處分に對する重要なる事務の多くが之に屬し、後者には前揭檢查寮設置當初の事務の外新に豫算の檢查・物品の檢查・銀行預ヶ金の檢查等を之に屬せしめたり。翌明治十年一月十一日檢查寮を廢して檢查局設置せられしも、其の事務の範圍に就ては從前と異る所なかりき。

以上の如く明治初年に在りては、財務行政を監督すべき機關は財務行政機關たる大藏省中の一寮局たるに止まり、未だ之に對して獨立の地位を占むるに至らざりしものなるが、明治十三年三月三日に至り參議をして各省卿を兼ねしむる從來の制度を改めて、太政官中に法制・會計・軍事・內務・司法・外務の六部を置き、專任參議を各部に屬せしめて各省の監督に當らしむることと爲すや、其の中會計部をして政府財政事務の一切を統督せしむると共に、別に太政官中に會計檢查院を設けて財政事務の檢查監督に當らしむることと爲し、同時に大藏省檢查局を廢止せり。茲に於てか財務監督の機關は始めて財務行政機關を離れて設置せらるるに至れり。右の會計部は歲入出の豫算・決算竝に租稅金穀出納及貨幣・國債其他財政に關する事務執行の方法を查理し、其の主務官廳の事績を監視するものと定められしを以て、其の權能頗る强大にして、政府の財政事務は一として其の監督を受けざるはなく會計檢查院の如きも殆ど其の一機關たるに過ぎざるの觀を呈せしが、翌明治十四年十月二十一日に至り六部を廢して從前の制に復せらるるに及び、茲に會計檢查院は唯一の財政監督機關となれり。

會計檢查院は明治十三年三月其の創設の當時に於ては、其の事務章程未だ定まらず、舊大藏省檢查局に於ける成規定例に準據して院務を處理せしが、翌明治十四年四月二十八日に至り始めて事務章程を制定し、會計檢查院を以て政府の歲計を審查監督し會計法規の統一を主持する所と定め、且其の處務の事項を定めて歲入出豫算の審查・國庫及各廳收支決算の審查判定・官有財產管理方法の監查・物品賣拂の檢查・會計主務官吏懲戒斷案の起草・歲入出決算報告の調製・地方稅豫算決算報告の查閱・紙幣燒棄の臨檢等と爲したり。翌明治十五年一月十六日更に右事務章程を改正し、其の處務の範圍を整理改革したり。卽ち其の事項の大要を擧ぐれば歲入出決算の審查判定・各廳長官會計報告書の審查・會計帳簿及金錢物品出納の檢查・認可狀の付與及會計官吏の違法刑事に係るものの告知・會計上の規則の創定釐革に關する各廳通知の查閱・各廳長官會計報告書に對する證明・國庫簿記の承認・恩給計算書の點檢・紙幣燒棄の臨檢等之なりとす。

以上の如くにして會計監督の機關は明治十三年三月會計檢查院の設置に依り、始めて財務行政機關たる大藏省を離れ、之に對して獨立の地位を占むることとなりしが、而も尙ほ同院は太政官所屬の一機關たるに過ぎず、明治十八年十二月太政官を廢して內閣を置くに及びても又之に隷屬し、院長は內閣總理大臣の指揮監督に服すべきものとせられたり。然るに明治二十二年二月十一日に至り帝國憲法發布せらるるや、會計檢查院の特別の性質に鑑み之を一般行政機關と同一視するを許さざる

ものあるを慮りて、其の第七十二條に於て會計檢査院の組織及職權は法律を以て之を定むべき旨を規定せしが、之に基き同年五月十日法律第十五號を以て會計檢査院法を制定し、同法中に會計檢査院は　天皇に直隷して國務大臣に對し特立の地位を有するものなることを定むるに及びて、茲に始めて會計監督機關は全く行政機關の羈絆を脫するに至れり。右會計檢査院法は二章二十五條より成り、右の如く會計檢査院の地位を確立せし外、其の職責及管掌事務竝に權限に關して詳細規定し、更に又檢査院の組織、職員の名稱及定員竝に會計檢査官の地位及身分等に關しても之を規定せり。而して右會計檢査院法の規定に基き同年九月二十五日勅令第百六號を以て會計檢査院事務章程を制定し、會計檢査院に於ける會議の方法、職員の職務權限、審理の手續等に就て規定したり。爾後此等會計檢査院法及會計檢査院事務章程は屢〻部分的改正を行はれしと雖も、右改正は主として定員の增減に止まり、其の地位、組織、權限等制度の大綱に至りては何等の變革なくして大正末年に及べるものとす。

尙ほ帝國憲法は其の第六章に於て財政監督に關する帝國議會の權限に就て規定し、(一)新に租稅を課し及稅率を變更するは議會の協贊を經たる法律を以てすべきこと、(二)國債を起すには帝國議會の協贊を經べきこと、(三)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すには帝國議會の協贊を經べきこと、(四)國家の歲入歲出は每年豫算を以て帝國議會の協贊を經べきこと、(五)國家の歲入歲出決算は會計檢査院の檢査確定を經て其の檢査報告と俱に之を帝國議會に提出すべきこと、(六)豫算超過又は豫算外の支出は後日帝國議會の承諾を求むべきこと、(七)財政上緊急處分を爲したる場合には次の會期に於て之を帝國議會に提出して其の承諾を求むべきことと爲したり。斯くて帝國議會は以上の權限に基き、會計檢査院とは別箇に政府の財政に對して其の獨自の監督作用を行ふものなりと雖も、右は固より專ら財政監督を目的とする機關にあらざるが故に、本章に於ては之に關する記述を省略す。

之を要するに財政監督機關は明治初年に在りては財務行政機關內の一部局たりしも、明治十三年三月以後財政機關の所屬を離れて之と對立の機關となりしと雖も、而も太政官又は內閣に所屬して未だ全く行政機關の羈絆を脫するに至らざりしが、明治二十二年帝國憲法發布の結果、財政監督の機關は全く行政機關より特立するに至りしのみならず、更に帝國議會なる獨立不羈の機關も一部財政監督の作用を行ふこととなり、茲に財政監督の機關は完備の域に達するに至りしものとす。今明治二十二年以前に於ける此等監督機關の變遷は之を「明治財政史」の記述に讓り、本章に於ては帝國憲法發布以後に於ける會計檢査院の沿革に就き之を概說すべし。

第二節　管務及權限

明治二十二年二月十一日帝國憲法發布せられ、其の第七十二條に於て『國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム』と規定したり。茲に於て同年五月十日法律第十五號を以て會計檢査院法を制定し、其の組織及職權を定めたり。卽ち同法は先づ其の第十二條に於て會計檢査院の職責の大綱を示して『會計檢査院ハ官金ノ收支、官有物及國債ニ關スル計算ヲ檢査確定シテ會計ヲ監督ス』るものと爲し、更に第十三條に於て其の管掌事務の範圍を定めて、左の各號に屬するものは會計檢査院の檢査を要するものと爲したり。

(一)　總決算

(二) 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關スル決算
(三) 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公私立諸營造ノ收支ニ關スル決算
(四) 法律勅令ニ依リ特ニ會計檢査院ノ檢査ニ屬セラレタル決算

次に同法は其の第十五條以下に於て會計檢査院の權限に就て規定したり。卽ち檢査院は各年度の會計檢査の成績を上奏し、其の成績に就て法律又は行政上の改正を必要とすべき事項ありと認むるときは併せて意見を上奏することを得。又檢査院は各官廳中一部に屬する計算の檢査及責任解除は之を其の廳に委託することを得べしと雖も、其の檢査の成績は該廳をして之を報告せしめ、又右の委託に拘らず時宜に依り其の所管の官廳をして計算書を送付せしめて之が檢査を行ふことあるべく、此の規定は政府より補助金又は特約保證を與ふる團體及公立私立諸營造の決算に就ても亦之を適用することを得るものとす。檢査院は又金庫の出納及簿記上に關する各省の命令に就き其の發布前に通知を受け、意見あるときは之を陳述することを得べく、又收入及支出に關する規則を定め且既定の規則を改正する各省の命令に就き其の發布前に通知を承け、又計算書及計算證明の樣式竝に其の提出及推問に對する答辯の期間を定む。更に又檢査院は各官廳をして檢査上必要なる簿書及報告を提出せしめ、且主任官吏の辯明書を求むることを得べく、檢査上必要と認むるときは主任官吏を派遣し實地檢査を爲すことを得。而して檢査院は出納官吏の計算書及證憑書類を檢査して正當なりと判決したるときは當該官吏に對し認可狀を付し、若し必要なる場合に於ては之を推問し辯明又は正誤を爲さしめ、仍ほ正當ならずと判決したるときは本屬長官に移牒して處分を爲さしむ。而して右の判決に依り辨償の責を負ふ者は　天皇の恩赦に由るの外本屬長官之を減免することを得ざるものとす。若し出納官吏が計算書及證憑書の提出を怠り又は樣式を守らざるときは、本屬長官に移牒して懲戒處分を要求することを得。而して檢査院は認可狀を付するの後と雖も其の付したる日より五箇年以內に於ては、出納官吏より請求するか又は計算書の誤記脫漏二重記載あることを發見したるときは再審を爲すことを得べく、若し詐僞の證憑を發見したるときは五箇年後と雖も再審を爲すことを得。出納官吏は此の再審の判決に對して再び審判を請求することを得ざるものとす。檢査院の管務及權限は右の如しと雖も、唯政府の機密費に關する計算は其の權限外とす。尙ほ以上會計檢査院法の規定に依りて定まれるものの外、會計規則又は特達に依りて本院の管務に屬するものあり、主計簿の締切、紙幣燒棄、公債償還の抽籤に對する臨檢卽ち之なりとす。

以上述べたる會計檢査院の管掌事務竝に權限に關する規定は爾來何等の變更もなくして永く行はれ來りしが、大正十年四月會計法を改正して新に國庫預金制度を採用せし結果、從來の金庫に代りて日本銀行が國庫金及政府所有有價證券の保管出納に當ることとなりしを以て、之に伴ひ同年四月法律第五十三號を以て會計檢査院法に改正を加へ、翌十一年四月一日改正會計法の施行と同時に之を實施したり。今右改正の主要なる條項を擧ぐれば、會計檢査院の檢査を要する事項中に『(三)日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關スル決算』なる事項を追加して、從來の第三號以下を順次繰下げ、又檢査院が各官廳をして檢査上必要なる簿書及報告を提出せしめ、且主任官吏の辯明書を要求し更に主任官吏を派遣して實地檢査を行ふことを得るの權限は、檢査院の檢査を受くる各官廳以外のものに對しても之を及ぼすことと爲し、更に又日本銀行の會計檢査に關する條項を新に追加して、檢査院は日本銀行の計算を檢査し正當なりと決定したるときは其の旨を大藏大臣に通知

すべく、正當ならずと決定したるときは大藏大臣に移牒して相當の處置を要求することを得るものと定めたる等は卽ち之なり。爾後會計檢査院の管掌事務及權限に關しては何等の改正なくして大正末年に至れるものとす。

第三節　事務分掌

明治二十二年五月制定の會計檢査院法は、會計檢査院に三部を設け各部部長一員檢査官四員を以て檢査の事務を分掌すべきことを規定し、更に同年九月制定の會計檢査院事務章程(勅令第百六號)は檢査院に第一・第二・第三部を設け、各部に第一・第二・第三・第四課を置き、各課の課長は檢査官を以て之に充つるものと定めたり。仍て右の規定に基き同月二十七日各部課に於て分掌すべき事務の配置を定めしが、右各部課管理事務は明治二十九年十二月九日に至りて改定せられ、尋いで翌三十年三月會計檢査院臺灣支廳の事務を本廳に於て執行する爲め臨時職員を增置せられしに伴ひ(法律第二十五號)、同年五月七日本院に臨時第四部を設けて臺灣地方所在官廳の會計檢査に從事せしむることと爲し、部に第一・第二の兩課を置きて其の事務を分掌せしめたり。

明治三十二年十二月勅令第四百五十七號を以て會計檢査院事務章程を改正し、本院に院長官房の外に第一部第二部第三部を設け、各部に課を置きて檢査事務を分掌せしむることを規定したり。而して此の外尙ほ前記臺灣支廳設置に關する法律に基き臨時第四部を設置することは從前の如くなりしが、翌三十三年四月に至り右法律廢止の結果臨時增置の職員は自然廢官となりしを以て、臨時第四部を廢して再び三部十二課に復することとなり、同月五日其の分掌事務を左の如く改定したり。

(一)　第一部
- 第一課　國庫、國債、恩賞諸祿
- 第二課　陸軍省本省、近衞、第一、第二、第三、第八、第九ノ各師團及臺灣ニ屬スル陸軍費)
- 第三課　陸軍省(第四、第五、第六、第七、第十、第十一、第十二ノ各師團及各作業會計)
- 第四課　海軍省(全部)

(二)　第二部
- 第一課　大藏省國債及恩賞、諸祿ヲ除ク、外務省、各集治監、葉煙草專賣ニ關スル收支
- 第二課　內務省警視廳、各縣、北海道廳治監ヲ除ク
- 第三課　租稅、內國稅徵收費、沖繩縣土地整理費
- 第四課　府縣、府縣監獄費

(三)　第三部
- 第一課　遞信省官設鐵道ヲ除ク
- 第二課　司法省、文部省
- 第三課　農商務省、官設鐵道
- 第四課　臺灣歲入歲出

(備考)　一、租稅外歲入及物品ハ各支出主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス
二、諸拂戻及缺損補塡金ハ各其仕拂廳主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス
三、補助團體ノ收支ハ各其所管省主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス

明治三十六年十二月二十四日右の各部課管理事務を更に左の如く改正したり。

(一)　第一部
- 第一課　國庫、國債、恩賞諸祿、國資運用費

第二課　租稅、內國稅徵收費
第三課　大藏省所管、外務省所管
第四課　農商務省所管、北海道廳

(二)　第二部
第一課　陸軍省所管
第二課　海軍省所管
第三課　內務省所管(臺灣總督府、北海道廳ヲ除ク)
第四課　警視廳、府縣

(三)　第三部
第一課　遞信省所管
第二課　官設鐵道
第三課　司法省所管、文部省所管
第四課　臺灣總督府

(備　考)　一、租稅外歲入及物品ハ各支出主管ノ課ニ於テ管理ス
二、補助團體ノ收支ハ各其所管省主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス

右の各部課分掌事務は更に明治四十四年四月一日に至り次の如く改正せられたり。

(一)　第一部
第一課　國庫、國債、國資運用費、外務省所管、司法省所管
第二課　租稅、內國稅徵收費
第三課　大藏省所管
第四課　農商務省所管、文部省所管

(二)　第二部
第一課　陸軍省所管
第二課　海軍省所管
第三課　內務省所管
第四課　警視廳、府縣

(三)　第三部
第一課　遞信省所管
第二課　鐵道院
第三課　朝鮮總督府、關東都督府、南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖株式會社
第四課　臺灣總督府、樺太廳

(備　考)　一、租稅外歲入及物品ハ各支出主管ノ課ニ於テ管理ス
二、補助團體ノ收支ハ各其所管省主管ノ課ニ於テ之ヲ管理ス
三、各省所管中他ノ部課ニ列記セシ事項ハ所管事務中ヨリ之ヲ除ク

然るに大正二年に至り行政整理の趣旨を以て會計檢査院の組織を縮小することと爲し、同年四月法律第十一號及同年六月勅令第百三十一號を以て夫々會計檢査院法及會計檢査院事務章程に改正を加へ、本院の分課を二部八課と爲せしを以て、之に伴ひ同年六月十三日左の如く各部課の管理事務を改定したり。

(一)　第一部
第一課　國庫、國債、大藏省所管、遞信省所管
第二課　租稅、專賣局、內國稅徵收費
第三課　司法省所管、文部省所管、農商務省所管

第四課　鐵道院

(二)　第二部

第一課　陸軍省所管
第二課　海軍省所管外務省所管
第三課　內務省所管
第四課　朝鮮總督府、臺灣總督府關東都督府樺太廳南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖株式會社

(備考)　故ノ如シ

大正四年四月一日前掲各部課管理事務中關東都督府及南滿洲鐵道株式會社を第二部第二課に、樺太廳を第二部第三課に移し、同九年六月五日更に第一部第四課所管鐵道院を鐵道省と改めしが、翌十年に至り會計檢査の適實周到を期するが爲には本院の組織を擴張するの必要を認め、同年四月法律第五十三號及同年八月勅令第三百九十五號を以て夫々會計檢査院法及會計檢査院事務章程に改正を加へ、職員の定員を增加すると同時に、三部十二課を設置することと爲し、同年九月一日より之を實施したり。仍て右改正に基き同日各部課の管理事務を左の如く改めたり。

(一)　第一部

第一課　大藏省所管國債、專賣局、日本銀行出納
第二課　租稅、內國稅徵收費
第三課　外務省所管、農商務省所管
第四課　鐵道省所管

(二)　第二部

第一課　陸軍省所管(但第二部第二課主管ノ分ヲ除ク)
第二課　近衞師團、第一乃至第二十師團
第三課　海軍省所管
第四課　內務省所管

(三)　第三部

第一課　司法省所管、文部省所管
第二課　遞信省所管
第三課　朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖株式會社
第四課　臺灣總督府、樺太廳、

大正十四年四月六日に至り第一部第三課管理事務中『農商務省所管』を『農林省所管、商工省所管』に改め、以て大正末年に及べり。

第四節　職員

會計檢査院の職員竝に其の權限等は明治二十二年制定の會計檢査院法及會計檢査院事務章程の規定する所なり。卽ち之に依れば本院に院長、部長、檢査官、書記官、檢査官補及屬を置き、左の如く其の事務を執行せしむ。而して此の中院長、部長及檢査官を以て會計檢査官とす。會計檢査官は勅令に定めたる資格を具ふる者を以て之に任じ、刑事裁判若くは懲戒裁判に依るにあらざれば其の意に反して退官、轉官又は休職を命ぜらるることなし。而して會計檢査官は他の官職を兼ね又は帝國議會又は地方議會の議員となることを得ず、又父子兄弟は同時に會計檢査官となるを得ざるものとす。

(一)　院長　一人勅任トス。院務ヲ總理シ所屬官吏ヲ統督ス。

(二)　部　長　三人、勅任又ハ奏任トス。部務ヲ掌理シ、院長事故アルトキハ上席ノ者之ヲ代理スルヲトヲ得。

(三)　檢査官　十二人、奏任トス。檢査ノ事務ヲ分掌シ、又各課ノ長トナリテ課務ヲ掌理ス。

(四)　書記官　二人、奏任トス。院長官房ノ事務其ノ他院中ノ庶務會計ヲ幹理ス。

(五)　檢査官補　二十四人、奏任トス。計算書、證憑書ノ檢査報告ヲ爲シ、審理書其ノ他文書ノ起草ヲ掌ル。

(六)　屬　若干名、判任トス。各部課ニ屬シテ調査ニ從事シ、又ハ書記官ニ屬シテ庶務會計ニ從事ス。

尙ほ屬の定員は別に明治二十四年十一月勅令第二百十三號を以て百六十人と定められしが、右定員は爾後屢〻增減せられたり。

明治二十九年五月二日檢査官補の定員を增加して三十二人と爲し(法律第九十號)、又同日院長を親任官待遇と爲せり(勅令第百六十號)。

明治三十二年十二月二十四日勅令第四百五十七號を以て會計檢査院事務章程を改正し、書記官、檢査官補及屬の職務を改正すると同時に、新に速記技手の職務を規定したり。蓋し之より曩き明治三十年十月勅令第三百五十九號を以て、會計檢査院に屬の定員以內に於て速記技手二人を置くこととなせしが、其の職務に關しては何等規定する所なかりしを以て、此の時事務章程中に之を定めしなり。

(四)　書記官　院長官房ニ屬シ庶務ヲ掌ル。

(五)　檢査官補　各課ニ分屬シテ課長ヲ助ケ又ハ院長官房若クハ各部ニ分屬シテ審議立案ヲ掌ル。

(六)　屬　上官ノ指揮ヲ承ケ檢査ノ事務又ハ庶務ニ從事ス。

(七)　速記技手　上官ノ指揮ヲ承ケ速記ノ事務ニ從事ス。

翌三十三年四月五日檢査官補の定員を二十人に減少せしが(法律第八十一號)、尋いで明治四十三年三月に至り行政整理の趣旨に從ひ法律第三十一號を以て會計檢査院法に改正を加へ、部長を勅任、檢査官を勅任又は奏任と爲し、書記官の定員を減じて專任一人とし、同時に又檢査官補を副檢査官、屬を書記、速記技手を技手と改稱し、副檢査官の定員を專任十四人に減じたり。而して右法律は勅任檢査官、書記及技手の定員は勅令を以て之を定むるものと規定せしを以て、之と同時に勅令第百十三號を以て勅任檢査官は三人、書記及技手は通じて百七十人と定めたり。

明治四十三年八月韓國併合の結果朝鮮に於ける會計檢査事務を行ふ爲め定員增加の必要を生ぜしを以て、翌四十四年三月副檢査官の定員を十八名に(法律第二十三號)、書記及技手の定員を百八十九人に增加したり(勅令第二十二號)。

大正二年四月行政整理の趣旨に基き定員の減少を行ひ、部長二人、檢査官八人、副檢査官十六人に改め、同年六月十三日より之を實施したり(法律第十一號)。而して之と同時に又書記及技手の定員をも減じて百七十人と爲せしが(勅令第百三十二號)、翌大正三年十一月再び行政整理の實行に際し更に之を百六十五人に減少したり(勅令第二百四十六號)。

大正五年四月會計檢査院長の地位を高めて之を親任官と爲し、同時に副檢査官の定員を減じて十四人に改めたり(法律第三十六號)。然るに本院に於ける檢査事務の分量は各廳歲計豫算の膨脹に伴ひ逐年著しき增加を見、相當の增員を行ふにあらざれば事務の澁滯を釀し、到底其の職責を全うすること能はざるの虞あるに至りしを以て、大正八年四月先づ副檢査官の定員を十七人に增加すると共に(法律第四號)、書記及技手の定員を百八十五人に增加せしが(勅令第九十號)、大正十年四月に至り更に定員を增加して部長三人、檢査官十二人、副檢査官二十五人と爲すと共に(法律第五十三號)、同年八月書記及技手の定員をも二百四十五人に增加し(勅令第三百九十六號)、何れも同年九月一日より之を實施したり。

大正十二年四月書記及技手の定員を二百三十九人に減少せしが、翌十三年度に於ける行政整理に伴ひ大正十四年四月更に副檢査官の定員を十八人に減ずると共に技手を廢止し（法律第四十三號）、同時に書記の定員を二百十二人に減少したり（勅令第九十二號）。

右の外尚ほ大正四年九月勅令第百五十九號を以て會計檢査院事務章程を改正し、會計檢査院は必要に應じ技術顧問員を置くことを得ることと爲し、右技術顧問員は院長之を囑託し、院長の命に依り技術に關する事項を調査し意見を開陳するものとしたり。蓋し會計監督の機能を充分に發揮せんが爲には、豫算及法規違背に關する事項の外、經濟的方面に對する檢査を精密にし、以て國費使用に於ける不經濟の措置を防遏するの必要ありと雖も、其の中土木建築工事又は諸機械の製造購入等に要する費用に就ては、技術に關する科學的知識を有する者にあらざれば、經濟的方面より其の當否を斷定し得べからざるもの尠しとせざるを以て、卽ち右の如く本院に技術家たる囑託員を置きて顧問と爲し、必要の場合には各專門的の調査を爲さしめ、以て經濟的方面の檢査に於て歲出使用の當否を檢定するの憑據と爲すの途を開きしものとす。

明治大正財政史　第一卷　終

附表第一表　中央財政機關沿革　一

金穀出納所　慶應三、一二、二七（京都學習院内ニ置ク　明治元年正月二十七日二條城内ニ移ス）

會計事務課　明治元、正、一七（明治元年正月十七日會計事務課ヲ設ケテ金穀出納所ノ事務ヲ管理セシム）

會計事務局　元、二、三（京都二條城内太政官代ニ置ク）

會計官　元、閏四、二一（京都近衞忠煕邸内ニ置ク、十月二日京都府廳城内ニ移ス、二年二月二三日禁中ノ東京出張所（龍口舊幕府評定所）ヲ本衙トス、二年四月二十六日馬場先門内舊忍藩邸ニ移ス）

（元年閏四月二十一日會計局ヲ設置、七司ヲ設ク）

- 出納司　元、閏四、二一
- 用度司　同
- 貨幣司　同（二、二、五、廢止）……造幣局　二、四、八
- 驛遞司　同（二、四、二九　民部官ヘ移屬）
- 民政司　同（開設セズ）（二、三、晦、廢止）
- 營繕司　同
- 商法司　元、閏四、二五（二、三、一五、廢止）
- 稅銀司　元、閏四、二一（開設セズ）（二、三、晦、廢止）
- 租稅司　元、五、一〇
- 鑛山司　元、七、二五
- 監督司　二、五、八
- 通商司　二、五、一六

大藏省　二、七、八（三年閏十月十二日舊忍藩邸ヨリ皇城内ニ移ス、舊姬路藩八月三日大田橋内舊姬路藩邸ニ移ス、神田橋内舊姬路藩九月一日假事務所ヲ麴町大手町ニ移ス、十二年四月十六日舊本省、十三年三月燒失、假事務所ヲ新シ館内區八重洲、町三三年四月十六日舊跡廳舍ニ移轉ス）

（二年七月八日大藏省設置、七寮一司ヲ統管ス）

- 卿輔官房　二、七、八
- 出納司　同
- 用度司　同
- 造幣寮　同
- 營繕司　同（二、八、某日、廢止）
- 租稅司　同（二、八、一一　民部省ニ屬ス）
- 鑛山司　同（同上）
- 監督司　同（同上）
- 通商司　同（同上）
- 度量衡改正掛　二、一一、八

（二年八月十二日民部大藏兩省合併）

（三十大分

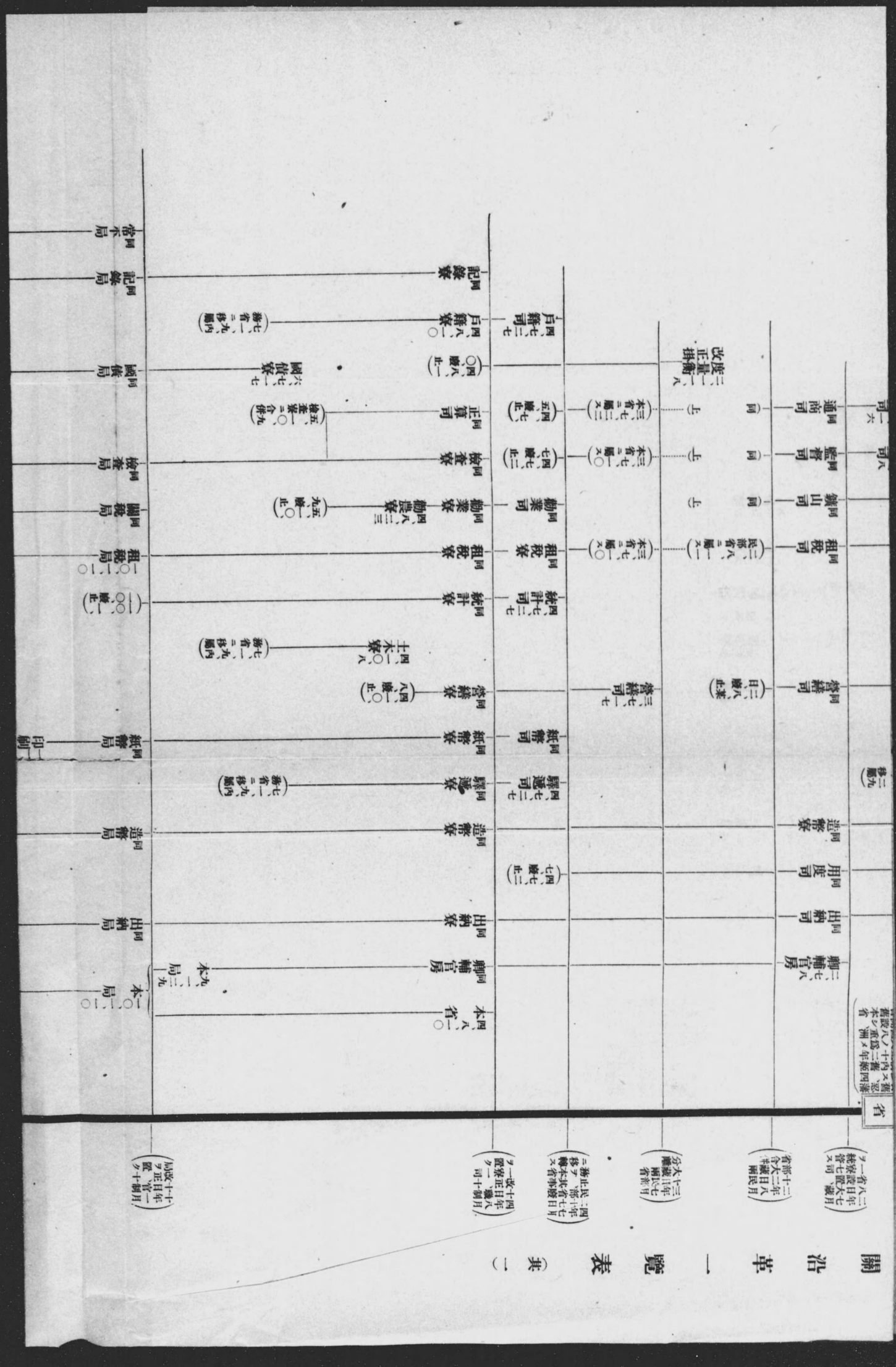

關沿革一覽表（其一）

省	二年七月八日大藏省設置、一寮七司ヲ統管ス	二年八月十二日民部大藏兩省合併	三年七月十日民部大藏兩省分離	四年七月二十七日民部省廢止、其事務ヲ本省ニ移轉ス	四年八月十日職制改正、十一寮一司ヲ置ク	十年一月十日官制改正、十局ヲ置ク
舊忍藩ス、四內舊姬十二年ノ爲メ八重洲設シ、舊本省						
卿輔官房	二、七、八				四、八、一〇 本省	一〇、一、一〇 本局
出納司	同				同 卿輔官房	九、一、二九 本局
用度司	同			(四、七、二七、廢止)	同 出納寮	同 出納局
造幣寮	同				同 造幣寮	同 造幣局
				四、七、二七 驛遞司	同 驛遞寮	(七、一、九、內務省ニ移屬)
				同 紙幣司	同 紙幣寮	同 紙幣局
營繕司	同	(二、八、某日、廢止)	三、七、一七 營繕司		同 營繕寮	(一〇、一、一〇、廢止)
					四、一〇、八 土木寮	(七、一、九、內務省ニ移屬)
租稅司	同	(二、八、一一 民部省ニ屬ス)	(三、七、一〇 本省ニ屬ス)		同 統計司	同 統計寮
					同 租稅寮	同 租稅寮
鑛山司	同	(同 上)			同 勸業司	同 勸業寮
					四、八、二三 勸農寮	(五、一〇、九、廢止)
監督司	同	(同 上)	(三、七、一〇 本省ニ屬ス)	(四、七、二七、廢止)	同 檢査寮	同 檢査局
通商司	同	(同 上)	(三、七、二二 本省ニ屬ス)	(四、七、五、廢止)	同 正算司	(五、一〇、九 檢査寮ニ合併)
		二、一一、八 度量衡改正掛			(四、八、一〇、廢止)	六、七、一七 國債寮
				四、七、二七 戶籍司	四、八、一〇 戶籍寮	(七、一、九、內務省ニ移屬)
					同 記錄寮	同 記錄局
						同 常平局

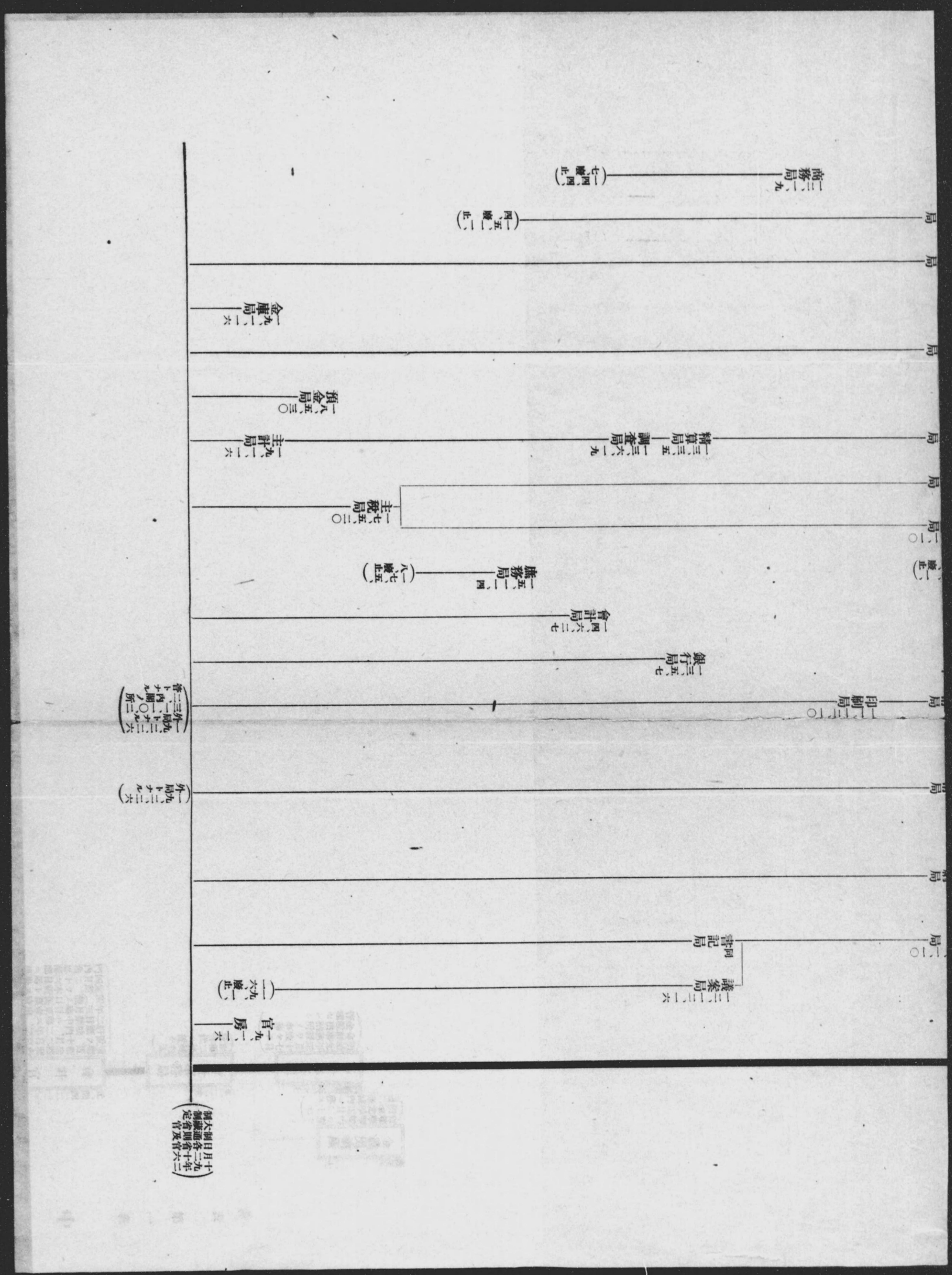

（制大制日月十制藏通各二九定省則省十年官及官六二）

官房 一九、一、一六

議案局 一二、一二、一六 （一九、一、一六、廢止）

書記局 同

局 一、一〇

局

局

局

（一九、二、二六 外局トナル）

（一九、二、二六 外局トナル 三、一、一〇、二 答トナル 內閣ノ所）

印刷局 一一、一二、一〇

銀行局 一三、五、七

會計局 一四、六、二七

庶務局 一五、一一、四 （一七、五、八、廢止）

主稅局 一七、五、二〇

局 一、一〇

局

局

精算局 一三、三、五

調査局 一三、六、一九

主計局 一九、一、一六

預金局 一八、五、三〇

局

金庫局 一九、一、一六

局

局

（一五、一一、四、廢止）

商務局 一二、一、九 （一四、四、七、廢止）

附表第一表

中央財政機關沿革一覽表

大藏省

（明治十九年二月二十六日各省官制通則及大藏省官制制定）

- 大臣官房（明治一九、二、二六）
  - 總務局（同）（二四、八、一六、廢止）
    - 總務局（三三、五、二〇）（三四、
  - 會計局（同）（同上）
  - 銀行局（同）（同上）
    - 監查局（二四、八、一六）（二六、一一、一〇、廢止）
    - 監督局（三〇、四、二八）（三一、一一、一、廢止）
  - 主計局（同）
  - 出納局（同）（二四、八、一六、廢止）
  - 預金局（同）（二六、一一、一〇、廢止）
  - 主稅局（同）
  - 關稅局（同）（二四、八、一六、廢止）
  - 國債局（同）
    - 理財局（三〇、四、二八）（三〇、四、二八、廢止）
  - 金庫局（同）（二三、六、二四、廢止）
  - 記錄局（同）（同上）

表

（其二）

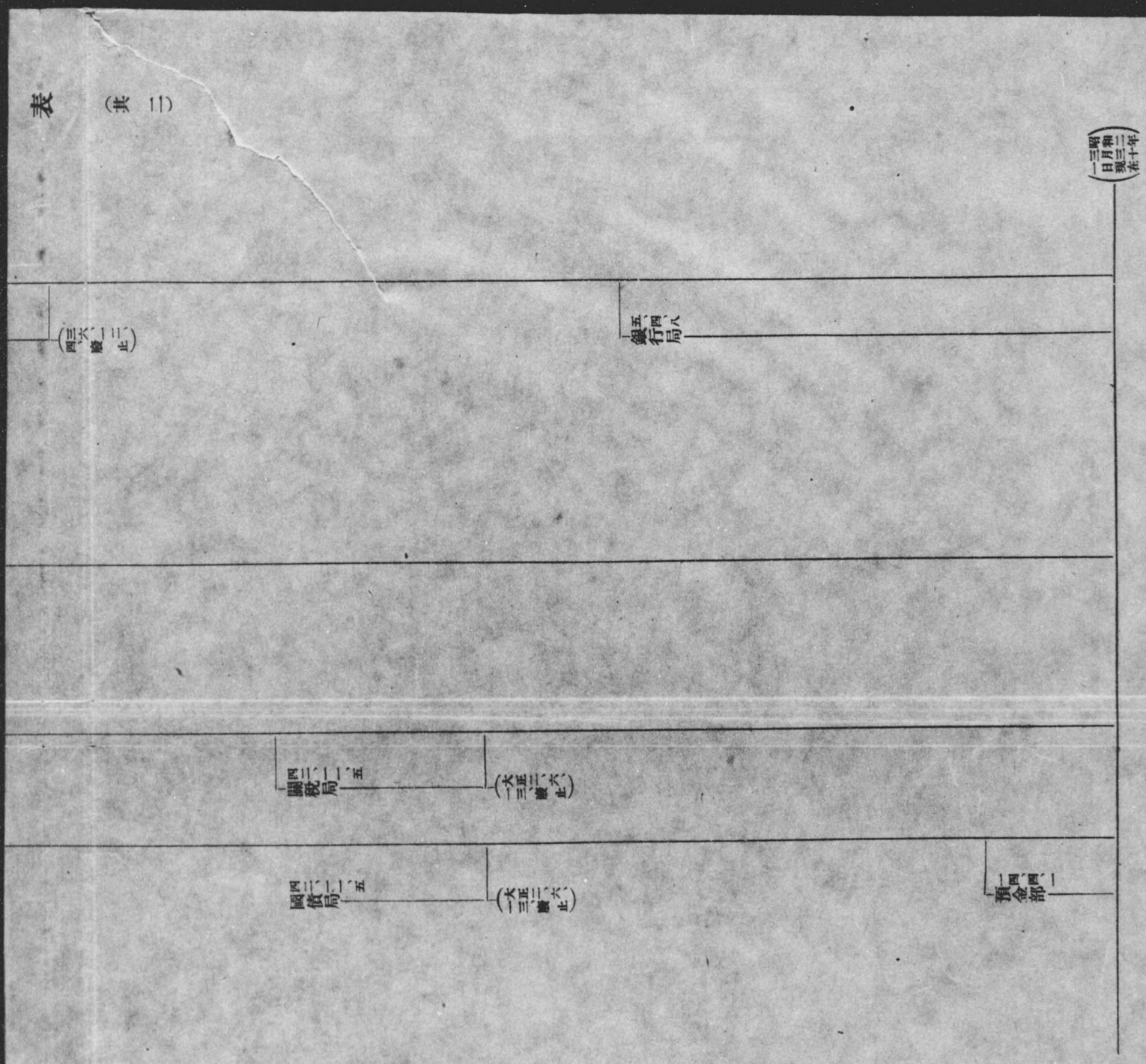

（一三昭和二十年日月現在）
（四三、六、一二、一、止）
五、四、八
銀行局
四二、一一、五
關稅局
（一大三正二、六、廢止）
四二、一一、五
國債局
（一大三正二、六、廢止）
一、四、四、一
預金部

附表 第二表 大藏本省分課

部局名 ＼ 改正年月日	明治一九、二、二六	二三、六、三〇	二四、八、一六	二六、一一、八	三〇、四、二八	三一、一一、一	三四、五、一六
大臣官房	大臣官房	大臣官房	第一課	第一課	第一課	第一課	大臣官房
			第二課	第二課	第二課	第二課	
			第三課	第三課	第三課	第三課	
			第四課	第四課	第四課	第四課	
總務局	文書課	文書課	（廢止）		（再置）		文書課
	往復課	監査課					會計課
	報告課	貨幣課					營
	傳票課	特別資金課					
	監督課						
	備荒儲蓄整理課						
會計局	出納課	調理課	（廢止）				
	檢査課	收入課					
	用度課	用度課					
主計局	總豫算決算課	總豫算決算課	豫算決算課	豫算決算課	豫算決算課	豫算決算課	豫算決算課
	主簿課	歲入歲出課	國庫課	國庫課	司計課	司計課	司計課
	歲入課	國庫課					
	歲出第一課	監督課	監査課	監督課			
	特別會計課	貨幣課					
	歲出第二課						
	地方財務課						
	官有財産物品會計課						
	雜種金課						
	調査課						
主稅局	調査課	直稅課	直稅課	內國稅課	內國稅課	內國稅課	內國稅課
	地租課	間稅課	間稅課	關稅課	關稅課	關稅課	關稅課
	酒稅課	徵收課	徵收課	經理課	經理課	經理課	經
	印紙稅課	庶務課	海關稅課	葉煙草專賣課			
	雜種稅課		海關稅課				
	地方稅課		計算課				
	監査課						
	計算課						
	徵稅費課						
	統計課						
關稅局	常務課	常務課	（廢止）				
	調査課	調査課					
	製表課	製表課					
	計算課	計算課					
國債局	公債課	公債課	公債課	公債課	（廢止）		
	恩給課	恩給課	恩給課	恩給課			
	計算課	計算課	計算課	備荒儲蓄金課			
			特別資金課				
			照査課				
理財局	（設置）						
	國庫課	國庫課	國庫課	國庫課	國庫課	國庫課	國
	國債課	國債課	國債課	國債課	國債課	國債課	國
	銀行課	銀行課	銀行課	銀行課	銀行課	銀行課	銀
出納局	配賦課	配賦課	配賦課	（廢止）			
	準備金課	主簿課					
	監査課	監査課					
金庫局	主金課	（廢止）					
	收支課						
	計算課						
銀行局	常務課	常務課	（廢止）				
	調査課	調査課					
	計算課	計算課					

預金部	監督局	監査局	記錄局	預金局	銀行局	金庫局	出納局	理財局	國債局
			編輯課 照査課 （廢止）	勘查課 收支課 計算課	常務課 調查課 報告課	主金課 收支課 計算課 （廢止）	配賦課 準備金課 監查課 主簿課 （廢止）		公債課 恩給課 計算課
		（設置） 銀行課 監督課 檢查課 庶務課 （廢止）		運用課 收支課 計算課	常務課 調查課 報告課 （廢止）		配賦課 監查課 （廢止）		公債課 恩給課 計算課
				收支課 計算課 （廢止）					公債課 恩給課 特別會計課
	（設置） 銀行課 監督課 （廢止）							（設置） 國庫課 國債課	公債課 恩給課 備荒儲金課 （廢止）
								國庫課 國債課 銀行課	
								國庫課 國債課 銀行課	

省分課配置沿革一覽表

…、二六	…課 …課 …課 …課		…計課 …決算課	…稅課 …稅課 …理課 …賣課 …草課		（廢止）	…庫課 …債課	
三一、一一、一	第一課 第二課 第三課 第四課	（再置）	豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 銀行課	
三三、五、一六	大臣官房	文書課 會計課	豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 銀行課	
三四、一一、	大臣官房	文書課 會計課 營繕課	豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 銀行課	
三六、一二、五	秘書課 文書課 會計課 營繕課	（廢止）	豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 銀行課	
三八、一、一〇	秘書課 文書課 會計課 營繕課		豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課 專賣事業課 專賣技術課			國庫課 國債課 銀行課	
三八、一一、二一	秘書課 文書課 會計課 營繕課		豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課 專賣事業課 專賣技術課			國庫課 銀行課 庶務課	
四〇、一〇、三	秘書課 文書課 會計課 營繕課		豫算決算課 司計課	內國稅課 關稅課 經理課	（再置）	（再置）	國庫課 銀行課 庶務課	
四二、一一、一	秘書課 文書課 會計課 營繕課		豫算決算課 司計課	直稅課 關稅課 經理課	稅關課 技術課	整理課 調査課 臨時秩祿課	國庫課 銀行課 庶務課	
大正二、六、一三	秘書課 銀行課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課 經理課	（廢止）	（廢止）	國庫課 國債課 臨時秩祿課	（再置）
五、四、八	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 臨時秩祿課	特別銀行課 普通銀行課
七、六、二九	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課 調査課 臨時官有財產課	國稅課 關稅課 經理課			國庫課 國債課 臨時秩祿課	特別銀行課 普通銀行課
七、七、一二	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課 調査課 臨時官有財產課	國稅課 關稅課 經理課 地價調査課			國庫課 國債課 臨時秩祿課	特別銀行課 普通銀行課
九、五、一〇	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課 調査課 臨時官有財產課	國稅課 關稅課 經理課 地價調査課 臨時調査掛			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課	特別銀行課 普通銀行課
一一、四、一	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算課 決算課 司計課 調査課	國稅課 關稅課 經理課 內國稅調査課			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課	特別銀行課 普通銀行課
一三、四、二七	秘書課 會計課 臨時建築課		豫算課 決算課 司計課 調査課	國稅課 關稅課 經理課 內國稅調査課			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課	特別銀行課 普通銀行課 貯蓄銀行課
一三、一二、二〇	秘書課 文書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課			國庫課 國債課	特別銀行課 普通銀行課
一四、四、一	秘書課 文書課 會計課 臨時建築課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課			國庫課 國債課	特別銀行課 普通銀行課
一四、五、二六	秘書課 文書課 會計課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課			國庫課 國債課	特別銀行課 普通銀行課
一五、五、一〇	秘書課 文書課 會計課		豫算決算課 司計課	國稅課 關稅課 臨時土地賃貸價格調査課			國庫課 國債課	特別銀行課 普通銀行課

	課 課（廢止）							國庫課 國債課 銀行課		
								國庫課 國債課 銀行課		
								國庫課 國債課 銀行課		
								國庫課 國債課 銀行課		
								國庫課 國債課 銀行課		
								國庫課 銀行課 庶務課		
								國庫課 銀行課 庶務課	（再置）	（再置）
								國庫課 銀行課 庶務課	整理課 調査課 臨時秩祿課	稅關課 技術課
					（再置）			國庫課 國債課 臨時秩祿課	（廢止）	（廢止）
					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課		
					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課		
					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課		
					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課		
					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課		
					特別銀行課 普通銀行課 貯蓄銀行課			國庫課 國債課 臨時秩祿課 臨時調査課		
（設置）					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課		
運用課 管理課					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課		
運用課 管理課					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課		
運用課 管理課					特別銀行課 普通銀行課			國庫課 國債課		

附表 第三表 大藏省主要職員歷代

年次	總理大臣	大藏大臣	大臣官房	主計局
明治元年	總裁 熾仁親王			
同	輔相 (閏四)三條實美			
同	(閏四)岩倉具視			
二年	(五)三條實美			
二年	右大臣 (七)三條實美			
三年	同	(七)同		
四年	太政大臣 (七)三條實美	(六)大久保利通		
五年	同	同		
六年	同	(十)大隈重信		
七年	同	同		
八年	同	同		
九年	同	同		
十年	同	同		
十一年	同	同		
十二年	同	同		
十三年	同	(二)佐野常民		
十四年	同	(十)松方正義		
十五年	同	同		
十六年	同	同		
十七年	同	同		
十八年	內閣總理大臣 (十二)伊藤博文	大藏大臣 (十二)松方正義		
十九年	同	同		
二十年	同	同		
二十一年	(四)黑田清隆	同		
二十二年	(十二)三條實美	同		
二十三年	同	同		
二十四年	(五)松方正義	同		
二十五年	(八)伊藤博文	(八)渡邊國武		
二十六年	同	同		
二十七年	同	同		
二十八年	同	(三)松方正義 (八)渡邊國武		
二十九年	(八)黑田清隆 (九)松方正義	同		
三十年	同	同		
三十一年	(一)伊藤博文 (六)大隈重信 (十一)山縣有朋	(一)井上馨 (六)松田正久 (十一)松方正義		
三十二年	同	同		
三十三年	(十)伊藤博文	(十)渡邊國武		
三十四年	(五)西園寺公望 (六)桂太郎	(六)曾禰荒助		
三十五年	同	同		
三十六年	同	同		
三十七年	同	同		
三十八年	同	同		
三十九年	(一)西園寺公望	(一)阪谷芳郎		
四十年	同	同		

年次	會計事務總督	會計事務局總裁	會計官副知事	大藏卿	大藏大輔	大藏少輔	用度正	用度司知事	會計事務局權輔	會計事務局長
明治元年	(一)岩倉具視	(二)長谷信成								
同	(二)淺野茂勳									
同	(三)西四辻公業									
同	博經親王									
同	(二)中御門經之									
同	(四)萬里小路博房									
同	(八)中御門經之									
二年	(五)萬里小路博房						(三)佐々鐵三郎			
二年				大藏卿 (八)松平慶永 (九)伊達宗城		(七)伊藤博文	用度正 (五)小野保	用度司知事 (四)城多圖書		
三年					(七)大隈重信					
四年					(六)大久保利通 (七)井上馨	(七)津田出 (十)吉田清成	同			
五年					同	同	同			
六年					同	同	同			
七年					同	同	同			
八年					同	同	同			
九年					同	同	同			
十年					同	同	同			
十一年					同	同	同			
十二年					同	同	同			
十三年					同	大藏少輔 (三)吉原重俊	同			
十四年					大藏大輔 (十一)松方正義	同	同			
十五年					同	同	同			
十六年					同	同	同			
十七年					同	同	同			
十八年					同	同	同			
十九年					同	同	同			
二十年					同	同	同			
二十一年					同	同	同			
二十二年					同	同	同			
二十三年					同	同	同			
二十四年					同	同	同			
二十五年					同	同	同			
二十六年					同	同	同			
二十七年					同	同	同			
二十八年					同	同	同			
二十九年					同	同	同			
三十年					同	同	同			
三十一年					同	同	同			
三十二年					同	同	同			
三十三年					同	同	同			
三十四年					同	同	同			
三十五年					同	同	同			
三十六年					同	同	同			
三十七年					同	同	同			
三十八年					同	同	同			
三十九年					同	同	同			
四十年					同	同	同			

年次	大臣官房	主計局
明治元年		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
二年		
二年		
三年		
四年		
五年		
六年		
七年		
八年		
九年		
十年		
十一年		
十二年		
十三年		
十四年		
十五年		
十六年		
十七年		
十八年		
十九年		
二十年		
二十一年		
二十二年		
二十三年		
二十四年		
二十五年		
二十六年		
二十七年		
二十八年		
二十九年		
三十年		
三十一年		
三十二年		
三十三年		
三十四年		
三十五年		
三十六年		
三十七年		
三十八年		
三十九年		
四十年		

明治六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	大正元年
同	同	同	同	同	(六)加藤友三郎	(九)井上準之助	(六)(二)加藤清明	同	(二)若槻禮次郎
(十)寺内正毅	(八)武富時敏	(七)菅原通敬	(四)濱口雄幸	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	西野元	(六)(二)濱口雄幸	同	(九)(六)片岡直温
(十三)(三)勝田主計	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	(四)若槻禮次郎	(七)菅原通敬	(四)濱口雄幸	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同	(八)早速整爾
同	(三)山本權兵衛	(九)井上準之助	(六)(二)加藤高明	(三)高橋是清	同	同	同	同	(八)武内作平
同	(三)桂太郎	(六)(二)加藤高明	(三)若槻禮次郎	同	同	同	(八)(三)鳥尾小弥太	同	(八)(三)牧野伸顕
同	(八)西園寺公望	(六)(二)加藤高明	(三)若槻禮次郎	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同	(八)(三)鳥尾小弥太
大正二年	(三)山本權兵衛	(九)井上準之助	(六)(二)加藤高明	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同	(八)(三)鳥尾小弥太
大正四年	(四)大隈重信	(七)菅原通敬	(四)濱口雄幸	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同	(八)(三)鳥尾小弥太
五年	(十)寺内正毅	(八)武富時敏	(七)菅原通敬	(四)濱口雄幸	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同
六年	同	(八)武富時敏	(七)菅原通敬	(四)濱口雄幸	(三)高橋是清	(六)市來乙彦	同	(六)(二)小野義一	同

(備考) 当該内の数字は任命の月、氏名の肩に○印を附したるは兼官たることを示すものとす。

代一覽表

主税局	理財局	銀行局	造幣局	寫眞局	營繕管財局	預金部
税關司稅事 (五)吉岡利信 (六)内海貞夫 (九)林岡°川貞英 (十)吉田信立			貨幣司稅事 (四)長岡右京 (九)吉益少進 (十)足立忠次郎 (十)小野保			
稅關稅權正 (六)吉川貞英 (十)澁澤榮一			造幣權助事 (二)甲斐九郎 (三)井田讓			
同			(十)井上靜 (十)井上靜			
(十)稅關書記 (七)稅關書記 場俣和文 (七)稅關書記 藤博文			(五)馬°渡上俊藏			
(六)稅關書記 奥宗光			(八)伊°藤博文			
(五)同°松方正義	屬(九)書°記 吉田二郎		(四)造幣書記 益田孝			
(三)稅關權書記 原重俊	(六)鄉°純造		(六)造幣書記 遠藤謹助			
同	同		(七)石丸安世			
同	同		同			
(二)稅關書記 吉原重俊	屬(二)鄉純造	書記(六)興倉守人	同			
同	同	同	同			
同	同	同	雇(五)岩崎小二郎			
(四)蜂須賀茂韶	同	同	(十)加藤濟			
(三)市川正孝	同	(十)成川尚義	(十一)遠藤謹助			
同	(六)石渡貞夫	雇員(十)成川尚義	同			
同	同	同	同			
吉税屬(五)鄉°純造	同	同	同			
同°	同	書記(五)大野重輔	同			
(三)稅關書記 中村元雄	(三)田尻稻次郎	同	同			
同	同	(五)小林好愛	同			
同	同	同	同			
同	同	同	同			
(二)稅關書記 有島武	(六)宍戸昌	(二)同°	(二)小林好愛	(六)田尻稻次郎		
(七)田尻稻次郎	(八)有島武		(三)鈴木利亨	(七)加藤高明		
吉税屬(六)加藤高明	同		(六)戎頭正德	(八)加藤高明		
同	(十)曾根榮夫		(三)松°尾臣善	(八)鈴木利亨		
(七)目賀田種太郎	同		雇(四)添田壽一	(六)長谷川德治		
同	同		(七)栗°原英一	同		
同	(四)松°尾臣善			同		
同	同			同		
同	同			同		
同	同			同		
同	同			同		
同	(十)水町袈裟六			同		
(十)若槻禮次郎	同			同		
同	屬書記(十)水町袈裟六			同		

（右より左へ読む。「／」は同一欄内の上段／下段を示す）

1	(七)田尻稻次郎／同 · 主税局長 (八)加藤高明 · 同 · (七)目賀田種太郎 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · (十)若槻禮次郎 · 同 · (一)櫻井鐵太郎 · 同 · 同 · 主税局長 (十一)菅原通敬／關税局長 (十一)櫻井鐵太郎 · 同／同 · 同／同 · 同／(十三)°山崎四男六 · 主税局長 菅原通敬 · 同 · (七)松本重威 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · (四)黒田英雄 · 同 · 同 · 同
2	(八)有島武／(三)鈴木利亨 · 同／(八)兵頭正懿 · (十一)曾根靜夫／(三)°松尾臣善 · 同 · 同 · (四)°松尾臣善 · 理財局長 (四)松尾臣善 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · (十)水町袈裟六 · 同 · 水町袈裟六／臨時國債整理局長 (十一)°阪谷芳郎 · 同／(一)°若槻禮次郎 · (五)勝田主計／(四)勝田主計 (五)橋本圭三郎 (九)塚田達二郎 · 同／同 · 同／同 · 同／國債局長 (十一)塚田達二郎 · 同／(十一)山崎四男六 · 同／同 · 同／同 · (三)°山崎四男六／同 · 理財局長 (六)神野勝之助 · 同 · 同 · 同 · (十)森俊六郎 · 同 · (八)小野義一 · 同 · 同 · 同 · (一)富田勇太郎 · 同 · 同
3	(七)加藤高明 · 監査局長 (八)加藤高明 · (八)鈴木利亨 · 心得 (五)添田壽一 · 監督局長 (四)添田壽一 · 同 (七)°栗原亮一 · 銀行局長 (四)森俊六郎 · 同 · (十)小野義一 · 同 · (八)黒田英雄 · 同 · 同 · (四)松本脩 · 同 · 同 · 同
4	同 · 同 · (六)長谷川爲治 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · (四)池袋秀太郎 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · (九)多胡敬三郎 · 同 · 同 · (四)天宅敬吉 · (六)草間秀雄 (八)永井繁 · 同 · 同
5	專賣局長 (十一)仁尾惟茂 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 同 · 煙草專賣局長官 (十二)仁尾惟茂 · 專賣局長官 (十)仁尾惟茂 (十三)濱口雄幸 · 同 · 同 · 同 · 同 · (十三)櫻井鐵太郎 · 同 · 同 · 同 · (一)嘉納德三郎 · 同 · (六)野中濟 · 同 · 同 · 同 · 同 · (十三)今北策之助 · 同 · 同 · 同
6	臨時國有財產整理部長 (五)鈴木繁 · 國有財產整理局長 (四)鈴木繁 · (三)太田嘉太郎 · 營繕管財局長官 (五)°田昌 · 同°
7	預金部長 (四)°富田勇太郎 · 同

附表　第四表　大藏大臣管掌事

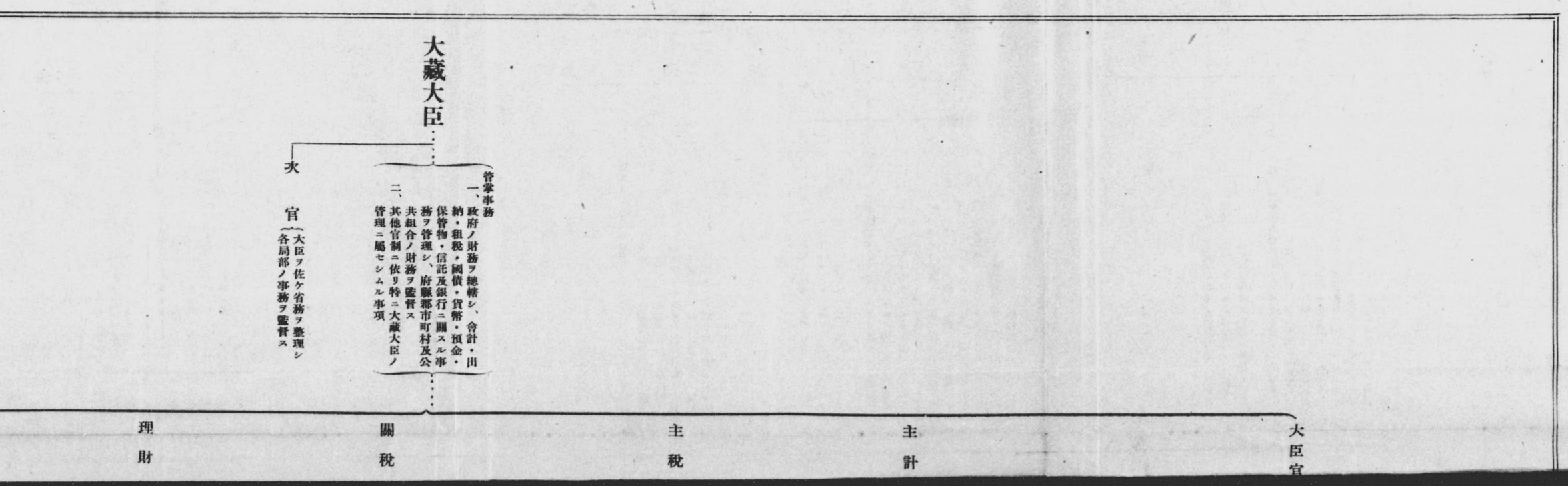

大藏大臣……管掌事務
一、政府ノ財務ヲ總轄シ、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管物・信託及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ、府縣郡市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス
二、其他官制ニ依リ特ニ大藏大臣ノ管理ニ屬セシムル事項

次官（大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス）

財務官

理財局……關稅

國債局

海外駐箚財務官

關稅訴願

臨時國債

臨時橫濱港

臨時神戶港

掌事務分配一覽表（明治四十五年三月末日現在）（其一）

大臣官房

分掌事務
一、機密ニ屬スル事項
二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三、大臣官印及省印ノ管守ニ關スル事項
四、公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
五、統計報告ノ調製ニ關スル事項
六、公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
七、本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝會計ニ關スル事項
八、會計ノ監査ニ關スル事項
九、本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項
十、其他特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムル事項

秘書課

分掌事務
一、機密ニ屬スル事項
二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三、大臣官印及省印ニ關スル事項

文書課

分掌事務
一、公文書ノ編纂保存ニ關スル事項
二、公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スル事項
三、公文書類ノ浄書ニ關スル事項
四、官報ノ報告ニ關スル事項
五、外國文書ノ翻譯ニ關スル事項
六、公文書類ノ外國語翻譯ニ關スル事項
七、年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スル事項
八、財務通信ニ關スル事項
九、本省各局課ニ屬セサル庶務ニ關スル事項

會計課

分掌事務
一、本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算及會計ニ關スル事項
二、會計ノ監査ニ關スル事項
三、本省所管出納官吏ノ身元保證ニ關スル事項
四、印紙類ノ出納保管ニ關スル事項
五、本省所管營造物ノ監督ニ關スル事項
六、本省所管ノ物品ニ關スル事項
七、營繕費ノ支辨ニ屬セサル本省直轄ノ營造物維持保存ニ關スル事項
八、省中取締ニ關スル事項

營繕課

分掌事務
一、本省所管官有財産ノ管理監督ニ關スル事項
二、本省所管官有財産ノ增減移動ニ關スル事項
三、本省所管官有財産帳ノ登記ニ關スル事項
四、本省所管官有財産ノ國面整理ニ關スル事項
五、本省所屬工事ノ施行及其ノ指揮監督ニ關スル事項
六、本省所屬營造物ノ維持保存ニ關スル事項

主計局

分掌事務
一、總豫算、總決算ニ關スル事項
二、特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
三、仕拂豫算ニ關スル事項
四、主計簿ノ登記ニ關スル事項
五、歲入歲出現計書ノ調製ニ關スル事項
六、諸計算書ノ下檢査ニ關スル事項
七、出納官吏ノ監督及身元保證ニ關スル事項
八、豫備金支出ニ關スル事項
九、定額繰越ノ承認及定額戻入、年度開始前支出ニ關スル事項
十、收入支出ノ科目ニ關スル事項
十一、金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
十二、府縣郡市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

豫算決算課

分掌事務
一、總豫算、總決算ニ關スル事項
二、特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
三、豫備金ノ支出ニ關スル事項
四、收入支出ノ科目ニ關スル事項
五、會計ノ科目ニ關スル事項
六、物品會計ニ關スル事項
七、出納官吏ノ監督及身元保證金ニ關スルコト
八、府縣郡市町村其他公共組合ノ歲計及補助金ニ關スルコト

司計課

分掌事務
一、仕拂豫算ニ關スルコト
二、定額繰越、過年度支出、定額戻入及年度開始前支出ニ關スルコト
三、主計簿ノ登記ニ關スルコト
四、歲入歲出現計書調製ニ關スルコト

直稅課

分掌事務
一、直接國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二、直接國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三、民有地地種目變換ニ關スルコト
四、土地臺帳ニ關スルコト
五、府縣郡市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スルコト

間稅課

分掌事務
一、間接國稅ノ賦課及減免ニ關スルコト
二、間接國稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三、間接國稅犯則者處分ニ關スルコト

經理課

分掌事務
一、國稅其他諸收入豫算決算ノ調査ニ關スルコト
二、租稅ノ徵收ニ關スルコト
三、大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四、諸貸付金ニ關スルコト
五、內國稅徵收費及稅務監督局、稅務署繕費ノ概算、配布竝支出計算書ノ調査ニ關スルコト
六、稅務統計ニ關スルコト

主稅局

分掌事務
一、國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二、稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三、民有地地種目變換ニ關スル事項
四、土地臺帳ニ關スル事項
五、大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
六、府縣郡市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

關稅局

分掌事務
一、國稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
二、關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
三、外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
四、保稅倉庫、稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
五、外國貿易ノ狀況調査竝統計ニ關スル事項
六、稅關職員ノ敎育ニ關スル事項
七、稅關ノ位置及名稱ニ關スル事項

稅關課

分掌事務
一、國稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スルコト
二、關稅事務ノ管理監督ニ關スルコト
三、外國貿易船及輸出入品ノ監督ニ關スルコト
四、保稅倉庫、假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スルコト
五、外國貿易ノ狀況調査竝統計ニ關スルコト
六、輸出交付金、過過貨物及戻稅ニ關スルコト
七、關稅及戻稅法制ノ調査ニ關スルコト
八、稅關經費及營繕費ノ概算、配布竝支出計算書ノ調査ニ關スルコト

國庫課

分掌事務
一、國債ノ運用出納ニ關スル事項
二、國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三、國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四、國庫簿ノ登記ニ關スル事項
五、貨幣ニ關スル事項
六、罹災救助基金ニ關スル事項

技術課

分掌事務
一、國債ノ運用出納ニ關スルコト
二、見本品ノ保存ニ關スルコト
三、關稅率ノ調査ニ關スルコト

分掌事務
一、國債ノ運用出納ニ關スルコト
二、國庫簿ノ登記ニ關スルコト
三、國庫ノ出納計算書ニ關スルコト
四、貨幣ニ關スルコト
五、金融ニ關スルコト

分掌事務
一、輸出入品ノ調査鑑定ニ關スルコト
二、見本品ノ保存ニ關スルコト
三、關稅率ノ調査ニ關スルコト

分掌事務
一、銀行ニ關スルコト
二、銀行ニ關スル檢査及關係書類ノ調査ニ關スルコト

關稅局

分掌事務

一、關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
二、關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
三、外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
四、保稅倉庫、稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
五、外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調查ニ關スル事項

技術課

分掌事務

一、關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
二、關稅事務ノ管理監督ニ關スル事項
三、外國貿易船及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
四、保稅倉庫、假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スルコト
五、外國貿易ノ狀況調查並統計ニ關スルコト
六、輸出交付金、通過貨物及戾稅ニ關スルコト
七、關稅及戾稅法制ノ調查ニ關スルコト
八、稅關經費及營繕費ノ概算、配布竝支出計算書ノ調查ニ關スルコト

稅關課

分掌事務

一、輸出入品ノ調查鑑定ニ關スルコト
二、見本品ノ保存ニ關スルコト
三、關稅率ノ調查ニ關スルコト

經理課

分掌事務

一、國稅其他諸收入徵算決算ノ調查ニ關スルコト
二、租稅ノ徵收ニ關スルコト
三、大藏省所管稅外諸收入ニ關スルコト
四、諸貸付金ニ關スルコト
五、內國稅徵收費及稅務監督局、稅務署營繕費ノ概算、配布竝支出計算書ノ調查ニ關スルコト
六、稅務統計ニ關スルコト

理財局

分掌事務

一、國債ノ運用出納ニ關スル事項
二、國庫ノ出納管理ニ關スル事項
三、國庫ノ出納計算書ニ關スル事項
四、國庫簿ノ登記ニ關スル事項
五、貨幣ニ關スル事項
六、罹災救助基金ニ關スル事項
七、金庫ノ監督ニ關スル事項
八、銀行ノ監督ニ關スル事項
九、銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スル事項
十、銀行債券ニ關スル事項
十一、國立銀行紙幣ノ處分ニ關スル事項
十二、預金、保管物及供託ニ關スル事項
十三、一般金融ニ關スル事項
十四、信託ニ關スル事項

庶務課

分掌事務

一、國債ノ募集、借入、償還、整理及利拂ニ關スル事項
二、國債簿ノ登記ニ關スル事項
三、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スル事項
四、國債計算書ノ調製ニ關スル事項
五、年金、恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
六、府縣郡市町村其他公共組合ノ公債ニ關スル事項

銀行課

分掌事務

一、預金ニ關スルコト
二、金庫ノ監督ニ關スルコト
三、國庫ノ出納管理ニ關スルコト
四、保管物及供託物ニ關スルコト
五、特別資金ニ關スルコト
六、罹災救助基金ニ關スルコト

國庫課

分掌事務

一、國資ノ運用出納ニ關スルコト
二、國庫ノ出納管理ニ關スルコト
三、國庫簿ノ登記ニ關スルコト
四、貨幣ニ關スルコト
五、金融ニ關スルコト

分掌事務

一、銀行ニ關スルコト
二、銀行ニ對スル補給金及補助金ニ關スルコト
三、銀行債券ニ關スルコト
四、信託ニ關スルコト

國債局

分掌事務

一、國債ノ募集、借入、償還、整理及利拂ニ關スル事項
二、國債簿ノ登記ニ關スル事項
三、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ取扱ニ關スル事項
四、國債計算書ノ調製ニ關スル事項
五、年金、恩給及諸祿ノ給與ニ關スル事項
六、府縣郡市町村其他公共組合ノ公債ニ關スル事項

調查課

分掌事務

一、國債簿ノ登記及國債計算書調製ニ關スルコト
二、國債費及國債特別會計ノ出納記帳ニ關スルコト
三、國債諸計算書ノ下檢查ニ關スルコト
四、國債統計ニ關スルコト
五、各國國債事項ノ調查ニ關スルコト
六、年金、恩給及諸祿ノ給與ニ關スルコト
七、府縣郡市町村其他公共組合ノ公債ニ關スルコト
八、整理課及臨時秩祿課ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト

整理課

分掌事務

一、國債ノ募集及借入ニ關スルコト
二、國債ノ償還ニ關スルコト
三、國債整理基金ノ運用ニ關スルコト
四、國債費及國債特別會計ノ歲算及決算ニ關スルコト
五、國債募集費及借入金ノ收入ニ關スルコト
六、國債元利金及手數料ノ支出ニ關スルコト
七、國債證券ノ樣式及記名登錄其他證券ノ取扱ニ關スルコト
八、國債證券、大藏省證券及借入證書ノ製造、出納及保管ニ關スルコト
九、證券ノ發行及廢銷ニ係ル作業ニ關スルコト

臨時秩祿課

分掌事務

一、明治四十二年法律第二十一號ニ依ル行政訴訟ニ關スルコト
二、其他家祿賞典祿處分調查ニ關スルコト

海外駐箚財務官

分掌事務

海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項

海外駐箚財務官ハ之ヲ英國又ハ佛國ニ駐在セシム

關稅訴願審查委員會

【關稅法第六十八條ニ依ル訴願ヲ審查ス

臨時國債整理委員會

【國債整理ニ關スル事項ヲ審議ス

臨時橫濱港設備委員會

【橫濱港設備ニ關スル事項ヲ審議ス

臨時神戶港設備委員會

【神戶港設備ニ關スル事項ヲ審議ス

六、府縣郡市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項

附表　第四表

大藏大臣管掌事務分配一覽表（明治四十五年三月末日現在）（其二）

大藏大臣

- 造幣局
  - 管掌事務
    - 貨幣ノ鑄造、舊貨幣ノ鑄潰、貨牌記章極印ノ製造、地金銀ノ精製、分析及諸鑛物ノ試驗
    - 造幣局ハ之ヲ大阪ニ置ク
  - 總務部
  - 鑄造部
  - 試金部
- 專賣局
  - 管掌事務
    - 一、煙草ノ耕作、檢査、査定、收納、製造、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項
    - 二、鹽ノ製造、收納、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項
    - 三、樟腦・樟腦油ノ製造、收納、販賣、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事項
    - 專賣局ハ之ヲ東京ニ置ク
  - 長官官房
    - 秘書掛
    - 監督課
    - 調査課
  - 收納部
    - 煙草收納課
    - 鹽腦收納課
    - 技術課
  - 販賣部
    - 煙腦販賣課
    - 鹽販賣課
  - 製造部
    - 作業課
    - 管理課
  - 經理部
    - 主計課
    - 庶務課
  - 試驗場
    - 掌管事務
    - 船橋、三田尻試驗場ニ於テハ鹽・秦野、竹原、鹿兒島試驗場ニ於テハ煙草ノ試驗ニ關スル事務
  - 伏見工場
    - 管掌事務
    - 煙草製造材料品ノ製作、回送及配給ニ關スル事務ノ一部
  - 專賣支局
    - 管掌事務
    - 煙草ノ耕作、檢査、査定、收納、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定・鹽ノ製造、收納、販賣、輸入、輸出、試驗、鑑定・樟腦・樟腦油ノ製造、收納、販賣、輸出、試驗、鑑定及取締ニ關スル事務
    - 全國必要ナル場所ニ十九ノ支局ヲ置ク
    - 全國必要ナル場所八十八箇所ニ專賣支局出張所ヲ置ク
  - 製造所
    - 管掌事務
    - 煙草ノ製造、販賣、輸入、輸出、檢査、試驗及鑑定ニ關スル事務
    - 全國必要ナル場所ニ二十三ノ製造所ヲ置ク
    - 全國必要ナル場所四十一箇所ニ製造所支所ヲ置ク
- 稅關
  - 管掌事務
    - 一、關稅、噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項
    - 二、保稅倉庫、稅關假置場其他ノ保稅地域ニ關スル事項
    - 三、船舶及貨物ノ取締並貨物ノ收容ニ關スル事項
    - 四、關稅法及噸稅法犯則者ノ處分ニ關スル事項
    - 五、輸出入又ハ移出入貨物ノ戻稅及交付金ニ關スル事項
    - 六、運送通路ノ取締ニ關スル事項
    - 七、輸入又ハ移入ノ砂糖・織物・石油ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項
    - 稅關ハ左ノ六港ニ之ヲ置ク
    - 横濱、神戸、大阪、長崎、門司、函館
    - 必要ト認ムル時ハ稅關出張所ヲ置クコトヲ得
  - 稅關長官房
  - 監視部
  - 監査課
  - 檢査課
  - 鑑定課
  - 徵收課
  - 貨物課
  - 庶務課
  - 稅關支署
    - 管掌事務
    - 稅關長ノ指揮ヲ受ケ其ノ管轄内ノ稅關事務ヲ掌理ス
    - 稅關支署ハ之ヲ全國必要ノ地三十一箇所ニ設ク
    - 必要ト認ムルトキハ稅關支署出張所ヲ設クルコトヲ得
  - 稅關監視署
    - 管掌事務
    - 稅關長ノ指揮ヲ受ケ關稅警察及犯則處分ニ關スル事務ヲ掌理ス
    - 稅關監視署ハ之ヲ全國必要ノ地四十八箇所ニ設置ス
- 稅務監督局
  - 管掌事務
    - 内國稅ニ關スル事務ヲ監督ス
    - 稅務監督局ハ左ノ十三箇所ニ之ヲ置ク
    - 東京、京都、大阪、札幌、秋田、仙臺、宇都宮、長野、名古屋、廣島、丸龜、熊本、鹿兒島
  - 直稅部
  - 間稅部
  - 經理部
  - 鑑定部
    - 各部ノ外人事及機密ニ關スル事務ヲ處理スル爲メ祕書掛ヲ置キ局長ニ直屬セシムルコトヲ得
  - 稅務署
    - 管掌事務
    - 内國稅ニ關スル事務ヲ執行ス
    - 全國必要ナル場所ニ四百ノ稅務署ヲ置ク
    - 直稅課
    - 間課稅
    - 庶務課
      - 分析鑑定ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ鑑定課ヲ置クコトヲ得
- 釀造試驗所
  - 管掌事務
    - 酒類釀造ノ試驗及講習ニ關スル事務
  - 事業課
  - 庶務課
- 大藏省臨時建築部
  - 管掌事務
    - 一、煙草專賣及鹽專賣ニ要スル臨時建築事務並稅關設備ニ關スル一切ノ事務
    - 二、横濱港灣維持事務
    - 三、東京衛生試驗所ノ臨時建築事務
    - 四、内閣所屬廳舍及倉庫新營事務
    - 横濱市及神戸市ニ大藏省臨時建築部支部ヲ置ク
    - 必要ト認ムルトキハ大藏省臨時建築部出張所ヲ設クルコトヲ得
  - 第一課
  - 第二課
  - 第三課

附表　第五表　大藏大臣管掌事務

大臣官

主計

主稅

大藏大臣

管掌事務

一、政府ノ財務ヲ總轄シ、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管金、政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券・銀行・信託・無盡及有價證券割賦販賣ニ關スル事務ヲ管理シ北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス

二、其他官制ニ依リ特ニ大藏大臣ノ管理ニ屬セシムル事項

政務次官　大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ帝國議會トノ交涉事項ヲ掌理ス

次官　大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス

參與官　帝國議會トノ交涉事項其他ノ政務ニ參與ス

大藏大臣……管掌事務
一、政府ノ財務ヲ總轄シ、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管金、政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券・銀行・信託・無盡及有價證券割賦販賣ニ關スル事務ヲ管理シ北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス
二、其他官制ニ依リ特ニ大藏大臣ノ管理ニ屬セシムル事項

主稅
理財
銀行
預金
海外財務
關稅
關稅
預金部
臨時
國有
寺院
中央諸

政務次官……大臣ヲ佐ケ政務ニ參畫シ帝國議會トノ交涉事項ヲ掌理ス
次官……大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス
參與官……帝國議會トノ交涉事項其他ノ政務ニ參與ス

事務分配一覽表（昭和二年三月末日現在）（其一）

大臣官房

分掌事務
一、機密ニ屬スル事項
二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三、大臣官印及省印ノ管守ニ關スル事項
四、公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
五、統計報告ノ調製ニ關スル事項
六、公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
七、本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算、決算竝會計ニ關スル事項
八、會計ノ監査ニ關スル事項
九、本省所管ノ官有財產及物品ニ關スル事項
十、其他特ニ大臣官房ノ所掌ニ屬セシムル事項

秘書課

分掌事務
一、機密ニ屬スル事項
二、官吏ノ進退身分ニ關スル事項
三、大臣次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

文書課

分掌事務
一、文書ノ審査及進達ニ關スル事項
二、訴願、訴訟及請願ニ關スル事項
三、懲戒ニ關スル事項
四、公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
五、公文書類及成案文書ノ接受發遣ニ關スル事項
六、官報ノ公告ニ關スル事項
七、年報書及本省事務統計ノ調製ニ關スル事項
八、圖書ノ備付及管理ニ關スル事項
九、本省各局課ノ主管ニ屬セサル事項ニ關スル事項

會計課

分掌事務
一、大藏省所管一般會計ノ歲出ノ豫算及決算ニ關スル事項
二、大藏省所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
三、本省所屬一般會計及特別會計ノ經理ニ關スル事項
四、會計ノ監査ニ關スル事項
五、本省所屬諸收入ノ取扱ニ關スル事項
六、本省所屬ノ保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ニ關スル事項
七、印紙類ノ出納及保管ニ關スル事項
八、大藏省所管一般會計及特別會計ノ物品ニ關スル事項
九、大藏省所管國有財產ノ管理監督及得喪變更ニ關スル事項
十、本省所屬工事ノ施行及監督ニ關スル事項
十一、本省所屬藥品物品ノ維持及保存ニ關スル事項
十二、省中取締ニ關スル事項

主計局

分掌事務
一、總豫算繼決算ニ關スル事項
二、特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
三、金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
四、支拂豫算ニ關スル事項
五、出納官吏及出納員ノ監督ニ關スル事項
六、收入支出ノ科目ニ關スル事項
七、勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スル事項
八、豫備金支出ニ關スル事項
九、會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ關スル事項
十、年度開始前支出及定額繰越ニ關スル事項
十一、主計簿ノ登記ニ關スル事項
十二、北海道地方費府縣市町村其他公共組合ノ歲計ニ關スル事項

豫算決算課

分掌事務
一、總豫算及繼決算ノ調製ニ關スル事項
二、特別會計ノ豫算及決算ノ調製ニ關スル事項
三、會計檢査院ノ檢査報告ニ關スル事項
四、收入支出ノ科目ニ關スル事項
五、勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スル事項
六、豫備金ノ支出ニ關スル事項
七、會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ亙ル契約ニ關スル事項
八、北海道地方費府縣市町村其他公共組合ノ歲計ニ關スル事項
九、主計局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スル事項

司計課

分掌事務
一、支拂豫算ニ關スル事項
二、年度開始前支出及定額繰越ニ關スル事項
三、主計簿ノ登記ニ關スル事項
四、會計及諸給與ノ統一ニ關スル事項
五、會計及諸給與其他主計局主管ノ事務ニ關スル諸法規ノ調査ニ關スル事項
六、出納官吏及出納員ノ監督ニ關スル事項

主稅局

分掌事務
一、國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
二、稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三、民有地地種目變換ニ關スル事項
四、土地臺帳ニ關スル事項
五、大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
六、北海道地方費府縣市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
七、關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
八、關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
九、外國貿易ノ船舶及總出入品ノ監督ニ關スル事項
十、保稅倉庫、稅關假置場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項
十一、外國貿易ノ狀況及關稅率ノ調査ニ關スル事項

國稅課

分掌事務
一、國稅ノ賦課、徵收及減免ニ關スル事項
二、租稅其他諸收入ノ豫算決算ノ調査ニ關スル事項
三、國稅事務ノ管理監督ニ關スル事項
四、內國稅徵收費配賦ノ調査ニ關スル事項
五、民有地地種目變換ニ關スル事項
六、土地臺帳ニ關スル事項
七、收入印紙ニ關スル事項
八、北海道地方費府縣市町村其他公共組合ノ諸收入ニ關スル事項
九、大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
十、諸貸金ニ關スル事項
十一、國稅賦課物件ノ分析鑑定ニ關スル事項
十二、國稅ニ關スル技術ノ管理監督ニ關スル事項
十三、稅務統計ニ關スル事項
十四、內國稅制度ノ調査ニ關スル事項
十五、主稅局主管ニシテ他課ニ屬セサル事務ニ關スル事項

關稅課

分掌事務
一、關稅及噸稅ノ賦課、徵收及減免ニ關スル事項
二、關稅及噸稅事務ノ管理監督ニ關スル事項
三、稅關經費配賦ノ調査ニ關スル事項
四、外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
五、保稅倉庫、假置場其他ノ保稅地域ノ管理監督ニ關スル事項
六、外國貿易ノ狀況調査ニ關スル事項
七、輸出交付金及戾稅ニ關スル事項
八、運送通路ニ關スル事項
九、輸出入品ノ調査鑑定ニ關スル事項
十、輸出入品ノ見本ニ關スル事項
十一、關稅率ノ調査ニ關スル事項
十二、關稅統計ニ關スル事項
十三、關稅制度ノ調査ニ關スル事項

臨時土地賃貸價格調査課

分掌事務
一、土地賃貸價額調査ニ關スル事項
二、土地ノ賃貸價格調査事務ノ管理監督ニ關スル事項

國庫課

分掌事務
一、國資ノ運用出納ニ關スル事項
二、國庫金ノ出納管理ニ關スル事項
三、國庫金ノ出納計算書ニ關スル事項
四、國庫簿ノ登記ニ關スル事項
五、貨幣ニ關スル事項
六、保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ニ關スル事項

- 銀行局
  - 分掌事務
    - 一、特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
    - 二、貯蓄銀行ニ關スル事項
    - 三、信託業ニ關スル事項
    - 四、有價證券發行中央金庫ニ關スル事項
    - 五、市街地信用組合ニ關スル事項
    - 六、農業組合ニ關スル事項
    - 七、産業組合中央金庫ニ關スル事項
    - 八、銀行條例ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
    - 九、銀行條例ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
    - 十、銀行條例ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
    - 十一、銀行條例ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項
    - 十二、外國貿易ノ狀況及關稅ノ調査ニ關スル事項
    - 十三、關稅率ノ調査ニ關スル事項
    - 十四、關稅法第六十八條ニ依ル訴願ノ審査ニ關スル事項
  - 預金部
    - 一、預金部資金ノ管理ニ關スル事項
    - 二、預金部資金ノ運用及經理ニ關スル事項
  - 在外駐劄官
    - 在外駐劄財務官ハ在外ケル帝國ノ財務ニ關スル事項
    - 在外駐劄財務官ハ英國、佛國又ハ米國ニ駐在セシム
- 財務局
  - 分掌事務
    - 一、國債ニ關スル事項
    - 二、國庫金ノ收納、保管及支拂ニ關スル事項
    - 三、國庫金ノ運用及經理ニ關スル事項
    - 四、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 五、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 六、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 七、保管金ニ關スル事項
    - 八、諸證金ニ關スル事項
    - 九、北海道地方費ニ關スル事項
  - 國庫課
    - 一、國債ニ關スル事項
    - 二、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 三、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 四、國庫金ノ出納計算ニ關スル事項
    - 五、貸借ニ關スル事項
    - 六、保管金ニ關スル事項
    - 七、金融ニ關スル事項
    - 八、內外國金貨ニ關スル事項
    - 九、歲計豫算ニ關スル事項
    - 十、臨時軍事費特別會計ニ關スル事項
    - 十一、教育基金特別會計ニ關スル事項
    - 十二、地方債ニ關スル事項
  - 國債課
    - 一、國債ニ關スル事項
    - 二、國債ノ募集、借入及償還ニ關スル事項
    - 三、國債證券及國債公債證書ノ調製ニ關スル事項
    - 四、國債證券及國債公債證書ノ交換ニ關スル事項
    - 五、國債證券及國債公債證書ノ發行ニ關スル事項
    - 六、大藏大臣ノ命ニ依リ國債ニ關スル事項ノ調査ニ關スル事項
    - 七、國債ニ關スル事項ノ調査ニ關スル事項
    - 八、國債ニ關スル事項ノ調査ニ關スル事項
    - 九、北海道地方費ニ關スル事項
  - 監理課
    - 分掌事務
      - 一、運用資產ノ監理ニ關スル事項
      - 二、大藏省預金ノ保管ニ關スル事項
      - 三、主幹ニ關スル事項
  - 運用課
    - 分掌事務
      - 一、大藏省預金ノ受拂ニ關スル事項
      - 二、預金部資金ノ運用ニ關スル事項
      - 三、預金部資金ノ運用ニ關スル事項
      - 四、預金部資金運用委員會ノ幹事ニ關スル事項
- 臨時秩祿公債局
  - 分掌事務
    - 一、秩祿公債ノ發行ニ關スル事項
    - 二、秩祿公債ノ償還ニ關スル事項
    - 三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 六十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 七十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 八十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 九十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百二十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百三十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百四十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百五十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百六十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百七十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百八十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 百九十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百二十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百三十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百四十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百五十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百六十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百七十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百八十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 二百九十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百二十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百三十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百四十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百五十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百六十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百七十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百八十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 三百九十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百二十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百三十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百四十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百五十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百六十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百七十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百八十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 四百九十九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百七、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百八、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百九、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十一、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十二、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十三、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十四、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十五、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十六、秩祿公債ノ利子ニ關スル事項
    - 五百十七、秩祿公債ノ利子

附表　第五表　大藏大臣管掌事務分配一覽表（昭和二年三月末日現在）（其二）

大藏大臣

造幣局

管掌事務
一、貨幣ノ製造ニ關スル事項
二、舊貨幣ノ鑄潰ニ關スル事項
三、章牌記章竝印ノ製造ニ關スル事項
四、地金銀ノ精製分析、合金ノ製造ニ關スル事項
五、諸鑛物ノ試驗ニ關スル事項
造幣局ハ之ヲ大阪市ニ置ク

- 總務部
  - 人事課
  - 經理課
  - 計劃課
- 作業部
  - 工作課
    - 鎔解場
    - 延伸場
    - 壓印場
    - 刻印場
    - 金場
    - 製場
    - 試金場
    - 精製場

專賣局

管掌事務
標章、塵及粗製樟腦、樟腦油ノ專賣ニ關スル事項
專賣局ハ之ヲ東京ニ置ク
專賣ノ事務ヲ分掌セシムル爲地方ニ地方專賣局ヲ置ク
必要ト認ムル地ニ專賣局ノ製作所、研究所及試驗場ヲ置クコトヲ得

- 長官官房（總務課）
- 事業部（煙草課、鹽腦課）
- 製造部（作業課、管理課）
- 經理部（會計課、主計課）
- 製作所（分掌事務 標章製造用機械器具ノ製作及修理）
- 中央研究所（分掌事務 專賣事業ノ技術的研究ニ關スルコト）
- 試驗場（分掌事務 葉煙草生產ノ試驗、三田尻試驗場ハ鹽生產ノ試驗ニ關スルコト）
- 地方專賣局（分掌事務 專賣ニ關スル事務 左ノ十七箇所ニ置ク 東京、水戸、宇都宮、高崎、郡山、仙臺、函館、名古屋、金澤、大阪、岡山、廣島、坂出、德島、福岡、熊本、鹿兒島 必要地方ニ工場三、出張所百七、專賣官吏派出所五十二ヲ置ク）

釀造試驗所

管掌事務
酒類及醬油釀造ノ試驗及講習ニ關スル事項

- 事業課
- 庶務課

營繕管財局

管掌事務
一、議院ノ建築其他一般會計ノ支辨ニ屬スル建造物ノ營繕ニ關スル事務
二、國有財產ニ關スル總轄事務
三、雜種財產ノ管理處分ニ關スル事務
四、國有財產ノ整理ニ關スル事務
必要ノ地ニ出張所ヲ置キ營繕ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得
出張所　三（橫濱、神戶、門司）

- 總務部
  - 分掌事務 國有財產及會計ニ關スル事務竝ニ工務部ノ司掌ニ屬セザル事務
  - 國有財產課
  - 總務課
- 工務部
  - 分掌事務 工事ノ設計、實施及營繕其他技術ニ關スル事務
  - 工務課
  - 監督課

稅關

管掌事務
一、關稅、噸稅及稅關諸收入ニ關スル事項
二、保稅倉庫、製置場其他ノ保稅地域ニ關スル事項
三、船舶及貨物ノ取締竝貨物ノ收容ニ關スル事項
四、關稅法及噸稅法犯則者ノ處分ニ關スル事項
五、輸出入貨物ノ戾稅及交付金ニ關スル事項
六、運送通路ノ取締ニ關スル事項
七、輸入ノ砂糖又ハ織物ノ消費稅及骨牌ノ課稅ニ關スル事項
八、輸出入又ハ移出入ノ植物ニ關スル檢查、取締及病蟲害蟲ノ研究調查ニ關スル事項
九、開港港則ニ關スル事項
十、開港港則ノ施行ニ直接必要ナル港內ノ行政警察ニ關スル事項
十一、海港檢疫ニ關スル事項
十二、輸入又ハ移入ノ獸畜其他ノ貨物ニ對スル家畜傳染病豫防法又ハ畜牛結核病豫防法ニ依ル檢疫檢查ニ關スル事項
稅關ハ內地產ノ獸毛ノ消毒ニ關スル事務ヲ掌ルコトヲ得
第八乃至第十二ノ事務ヲ掌ル稅關ハ大藏大臣之ヲ告示ス
稅關ハ左ノ六港ニ置ク
橫濱、神戶、大阪、長崎、門司、函館
稅關區域內必要ノ地ニ稅關出張所、稅關支署、稅關監視署、稅關出張所ヲ置クコトヲ得

- 稅關長官房
- 總務課
- 檢查課
- 植物檢查課（函館稅關ニハ當分ノ間置カズ）
- 會計課
- 監視部
- 港務部（函館稅關ニハ當分ノ間置カズ）
- 稅關支署（分掌事務 其ノ管轄區域內ノ稅關事務 必要ノ地三十五箇所ニ設置ス 稅關區域內必要ノ地ニ稅關支署出張所五ヲ置ク）
- 稅關監視署（分掌事務 關稅警察及犯則處分ニ關スル事務 必要ノ地五十一箇所ニ設置ス）
- 稅關出張所（必要ノ地十二箇所ニ設置ス）

稅務監督局

管掌事務
內國稅ニ關スル事務ヲ監督ス
稅務監督局ハ左ノ七箇所ニ置ク
東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本

- 直稅部
- 間稅部
- 經理部
- 鑑定部
  - 人事及機密ニ關スル事務ヲ處理スル爲秘書課ヲ置キ局長ニ直屬セシムルコトヲ得

- 稅務署（管掌事務 內國稅ニ關スル事務ヲ執行ス 全國必要ナル場所三百四十五箇所ニ設置ス）

大藏省納本

昭和十五年五月二十一日印刷
昭和十五年五月二十五日發行

〔明治大正財政史第一卷奥附〕
—全二十卷ノ内—

大藏省編纂

著作權所有

發行兼印刷者　東京市赤坂區田町七丁目三番地　草村松雄

印刷所　東京市牛込區榎町七番地　大日本印刷株式會社　榎町工場

發行元　東京市赤坂區田町七丁目三番地　財政經濟學會
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

大藏大臣管掌事務分配一覽表（昭和二年三月末日現在）（其二）

エト5M-89

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷〔第二十四回配本〕
總目錄
第一編總說
第二編財政機關

第二卷〔第二回配本〕
第三編會計制度

第三卷〔第十一回配本〕
第四編歲計（上）

第四卷〔第六回配本〕
第四編歲計（中）

第五卷〔第五回配本〕
第四編歲計（下）

第六卷〔第七回配本〕
第五編內國稅（上）

第七卷〔第十回配本〕
第五編內國稅（下）

第八卷〔第十三回配本〕
第六編關稅

第九卷〔第三回配本〕
第七編專賣（上）

第十卷〔第四回配本〕
第七編專賣（下）

第十一卷〔第一回配本〕
第八編國債（上）

第十二卷〔第八回配本〕
第八編國債（下）

第十三卷〔第十七回配本〕
第九編通貨
第十編預金部資金

第十四卷〔第九回配本〕
第十一編銀行（上）

第十五卷〔第十二回配本〕
第十一編銀行（中）

第十六卷〔第十四回配本〕
第十一編銀行（下）

第十七卷〔第十九回配本〕
第十二編金融

第十八卷〔第十五回配本〕
第十三編外地財政（上）

第十九卷〔第十八回配本〕
第十三編外地財政（下）

第二十卷〔第十六回配本〕
第十四編雜纂